

柏崎刈羽原子力発電所7号機

**新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
プラント全体の機能試験・評価計画書**

**平成21年 2月12日
東京電力株式会社**

目 次

1. はじめに	1
2. プラント全体の機能試験・評価の策定	1
2.1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け	1
2.2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方	2
2.3 その他の特別な保全計画	3
2.4 その他の確認事項	3
2.5 参照法令・規格基準等	4
3. プラント起動時の設備点検	5
3.1 点検対象設備	5
3.2 設備点検にあたっての基本的考え方	5
3.3 点検方法の策定	5
3.4 設備健全性の評価	8
4. プラント起動時の系統機能試験	9
4.1 対象となる系統機能試験	9
4.2 試験方法の策定	9
4.3 系統健全性の評価	11
5. プラント確認試験	12
5.1 試験対象設備	12
5.2 プラント確認試験方法の策定	12
5.3 確認手順および判定基準の策定	13
5.4 プラント確認試験の評価	14
6. 留意事項	15
6.1 プラント起動前確認事項	15
6.2 異常発生時の措置	15
6.3 安全管理	15
6.4 プラントの長期停止の影響確認	16
6.5 保全プログラムへの反映	16
7. 記録	17
8. 体制	17
9. スケジュール	17
10. 添付資料	18

1. はじめに

当社においては、これまで、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2 号 平成 19 年 11 月 9 日）」を受け、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の特別な保全計画として、「柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る点検・評価計画書」（以下、「起動前の点検・評価計画書」という）を定め、原子炉の蒸気発生前までに健全性確認ができる設備、系統を対象に、点検、試験および評価を実施し、設備、系統に要求される機能が正常に發揮されることを確認している。

本計画書は、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機における原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う点検、試験および評価（以下、「プラント全体の機能試験・評価」という）の計画について纏めたものである。

2. プラント全体の機能試験・評価の策定

2.1 プラント全体の機能試験・評価の位置付け

プラント全体の機能試験・評価の位置付けは、機能試験のための起動準備操作、原子炉起動、発電機の並列および定格運転状態までの出力上昇操作（以下、「プラント起動」という）を行い、以下によって、地震による設備への影響を確認するとともに、プラント全体の健全性評価を行い、今後、継続的に運転が可能であることを確認するものである。

- 蒸気を通気させることで、初めて機能確認（作動確認、漏えい確認等）が可能となる設備について、機器レベルの設備点検および系統レベルの機能試験を実施し、設備健全性を確認すること
- プラント全体の総合性能を確認すること
- プラント全体の総合性能の確認において、特に地震の影響を考慮した運転状態を確認すること

2.2 プラント全体の機能試験・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 プラント全体の機能試験・評価の構成

プラント全体の機能試験・評価は、以下の内容で構成する。（図-2.1 参照）

なお、これらについては、ホールドポイントを設け、各点検、試験の結果を評価する。

(1) プラント起動時の設備点検

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、作動確認および漏えい確認等、機器レベルの設備点検。

(2) プラント起動時の系統機能試験

プラント起動時の各段階において、初めて実施可能となる、安全機能を有する機器等の系統レベルの機能試験。

(3) プラント確認試験

プラント起動時における各段階で、プラント全体の総合性能（系統間の相互作用、プラント運転状態の安定性等）の確認、ならびに、特に地震の影響を考慮した運転状態の確認。

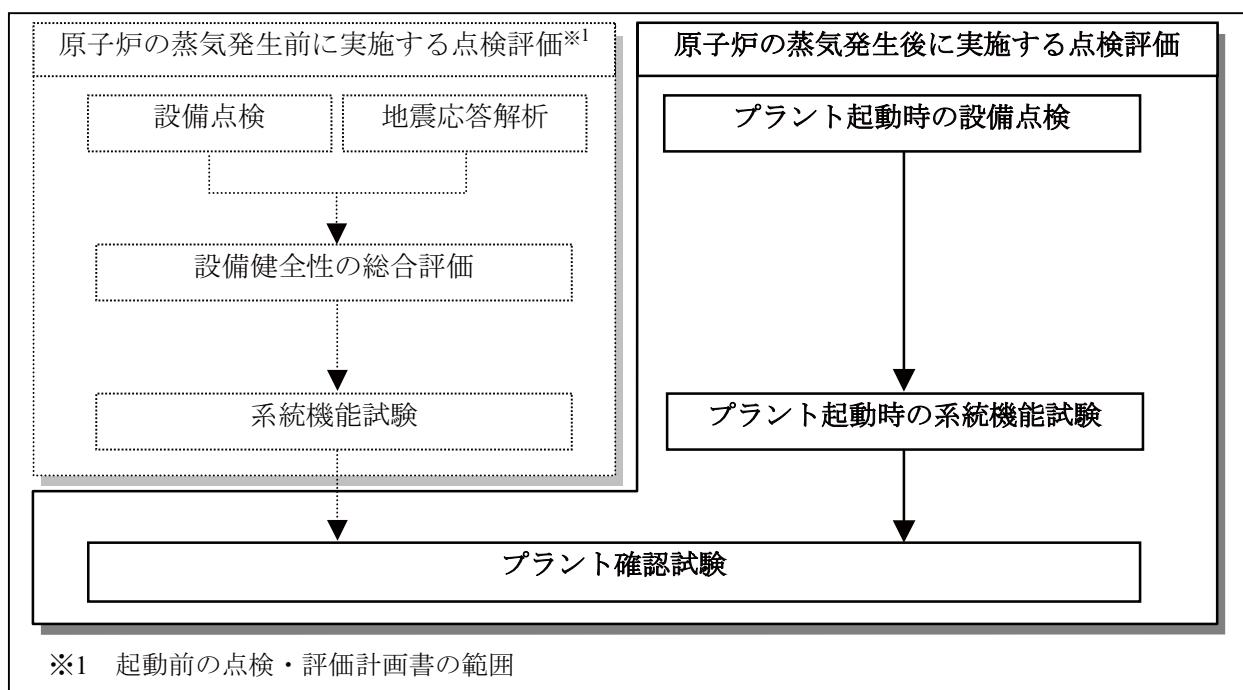


図-2.1 プラント全体の機能試験・評価の全体フロー

2.2.2 地震の影響に対する確認方針

上記の内容のうち、プラント起動時の設備点検および系統機能試験については、起動前の点検・評価計画書と同様に、地震の影響を考慮した機種分類、点検手法の策定を行う。

また、プラント確認試験については、通常の定期検査時の起動操作にて実施される点検等に加え、以下を考慮する。

(1) 地震による影響に対する考慮

基本的には、起動前の点検・評価計画書に基づく機器レベルの設備点検ならびに系統レベルの機能試験によって地震による設備健全性への影響の有無は確認されているものと考えるが、これまで実施した点検および評価結果をより確実なものとするために、地震前後の運転状態の比較、漏えい確認、熱移動等、地震による影響を考慮した点検および状態監視を実施する。

(2) これまでの点検で異常が確認された設備に対する考慮

これまでの点検で異常が確認された設備については、異常に対する是正処置等の実施により、設備健全性は確保されているものと考えるが、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、重点的な確認を実施する。

2.3 その他の特別な保全計画

長期停止に起因する発錆、固着等によって設備の故障等が懸念されることから、これらによる不適合を防止するよう考慮し、保管管理等の保全活動の実施結果を確認する。

2.4 その他の確認事項

今回の停止期間中に耐震強化工事を実施した設備について、プラント起動に合わせ、配管および支持構造物に熱移動の影響による干渉等の異常がないことの確認として、目視による干渉確認およびインジケータ指示の確認を行う。また、支持構造物の追加等による拘束条件の変更に伴い、振動性状が変化すると

考えられることから、運転時の振動が比較的大きい箇所に対して振動測定を行い、振幅が設計上許容される範囲内にあることを確認する。なお、地震前に測定した振動データがあるものについては、今回の振動測定結果との比較を行う。

2.5 参照法令・規格基準等

プラント全体の機能試験・評価は、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111)」および「日本電気協会 保守管理規程(JEAC4209)」に基づき実施する。

また、評価等にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601)
- ・ 原子力発電所の設備診断に関する技術指針－回転機械振動診断技術 (JEAG4221)

等

3. プラント起動時の設備点検

3.1 点検対象設備

プラント起動時の設備点検において点検対象となる設備は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある設備のうち、原子炉の蒸気が通気されることにより作動確認および漏えい確認等が可能となる設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

3.2 設備点検にあたっての基本的考え方

プラント起動時の設備点検の実施にあたっては、

- ・ 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ・ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検手法を策定する。

3.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601）における機種分類を参考に、点検対象設備を、地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ※	19) 原子炉圧力容器および付属機器※
2) <u>横形ポンプ</u>	20) 炉内構造物※
3) 往復動式ポンプ※	21) 配管
4) <u>ポンプ駆動用タービン</u>	22) 燃料ラック類*
5) 電動機*	23) 熱交換器
6) ファン*	24) 復水器、給水加熱器、湿分分離加熱器
7) 冷凍機*	25) プールライニング*
8) 空気圧縮機*	26) 変圧器
9) 卉	27) 蓄電池*
10) ダンバ*	28) 遮断器*
11) 非常用ディーゼル発電機*	29) 計器、継電器、調整器、検出器、変換器
12) 制御棒*	30) 原子炉格納容器および付属機器*
13) 制御棒駆動機構*	31) アキュムレータ*
14) <u>主タービン</u>	32) <u>ろ過脱塩器</u>
15) <u>発電機</u>	33) ストレーナ／フィルタ*
16) インターナルポンプ*	34) 空気抽出器
17) 燃料取替機*	35) 除湿塔*
18) クレーン*	36) <u>タンク</u>
	37) 計装ラック*
	38) 制御盤・電源盤*
	39) 空調ダクト*
	40) 燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）*

※ これらの機種については、起動前の点検・評価計画書に基づき、既に設備点検が完了していることから、本計画書は、下線の機種を設備点検の対象とする。

(2) 各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能を整理し、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。ここで、起動前の点検・評価計画書に基づき目視点検等の停止中に実施できる点検については完了していることから、プラント起動時の設備点検では、蒸気が通気されることによる作動確認および漏えい確認を主体とした点検方法を策定する。

動的機器、静的機器、支持構造物等について点検の概要を整理すると以下のとおりとなる。

a. 動的機器

ポンプ・弁等の動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの確認には、機器の運転状態における性能、振動等の確認が有効であると考えられるため、作動試験を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、機器の分解点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

b. 静的機器

配管・熱交換器等の静的機器は、耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの兆候の確認には、通気または通水状態における漏えい確認等が有効であると考えられるため、漏えい確認を主体とした基本点検を実施する。なお、これらの対象設備は、起動前の点検・評価計画書に基づき、詳細な目視点検等を実施し、設備の異常の有無を確認している。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、

静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。これらの支持構造物等は、高温流体の通気または通水によって設備が熱膨張した場合においても支持構造物等に要求される機能が発揮されることを確認するため、プラント起動時の高温状態における目視点検を主体とした基本点検を実施する。

d. 追加点検

基本点検によって異常が確認された場合には、異常の発生状況、当該機器の仕様等に応じて、追加点検手法を策定し、実施する。

(3) 設備点検の手順および判定基準の策定

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用し、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。なお、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用する。

3.4 設備健全性の評価

設備点検の結果、判定基準を満足する場合は、設備健全性を満足するものと評価する。また、設備点検で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準例一覧

検査手法	手順および判定基準
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3 等
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2 等
作動試験	・定例試験実施時の値 ・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAC4803) 等
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 等

4. プラント起動時の系統機能試験

4.1 対象となる系統機能試験

プラント起動時の系統機能試験の対象となる系統は、電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある系統とし、プラント起動時に実施可能となる試験を実施する。

4.2 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認するため、電気事業法第 55 条に基づく定期事業者検査の項目のうち、プラント起動時に系統の機能を確認することが可能となる検査項目を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	実施済み ^{*1}
(2) 原子炉冷却系統設備	・ 原子炉隔離時冷却系機能試験
(3) 計測制御系統設備	実施済み ^{*1}
(4) 燃料設備	実施済み ^{*1}
(5) 放射線管理設備	実施済み ^{*1}
(6) 廃棄設備	・ 気体廃棄物処理系機能試験
(7) 原子炉格納施設	実施済み ^{*1}
(8) 非常用予備発電装置	実施済み ^{*1}
(9) 電気設備	対象なし ^{*2}
(10) 蒸気タービン	・ 蒸気タービン性能試験（その 1） ・ 蒸気タービン性能試験（その 2）
(11) 補助ボイラー	対象なし ^{*3}

※1 原子炉の蒸気発生前の系統機能試験において実施済み

※2 電気設備については、設備点検およびプラント確認試験にて総合性能の確認を実施する

※3 共用設備であり 5、6 号機の系統機能試験にて実施されるため対象なし

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示、遮断器の作動等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認する。また、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等については、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮した確認項目を設定し、補修等の復旧状態を確認する。

d. 地震前の試験結果との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、地震前の試験結果（前回データ等）との比較を行う。

4.3 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じて対策を実施し、再度系統機能試験を行う。

5. プラント確認試験

5.1 試験対象設備

電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする。

5.2 プラント確認試験方法の策定

プラント確認試験は、プラント起動時の各段階で、以下の基本的な考え方に基づき実施する。これら、主要パラメータ採取および地震影響を考慮した総合確認により、今後、プラントが継続的かつ安定的に運転可能であることを確認する。

(1) 主要パラメータ採取による総合確認

- ・原子炉圧力、原子炉水位、原子炉水温度、炉心流量、主蒸気流量、給水流量、発電機出力等、通常の運転監視や総合負荷性能検査等で確認している主要パラメータの採取によって、各系統機能を総合したプラント全体の総合性能を確認する（添付資料-4 参照）。
- ・これらの主要パラメータについて、地震前の運転データとの比較を行う。

(2) 地震影響を考慮した総合確認

① 地震の影響を確認する観点から、

- ・主要ポンプ等の地震前後における運転状態の比較
 - ・蒸気系、高温系配管等からの漏えいを検知するための目視点検、圧力確認および放射線モニタ等の確認
- などの、地震による影響を考慮した点検およびパラメータ採取を実施する。

② 起動前の点検・評価計画書に基づく点検で異常が確認された設備については、以下の通り点検およびパラメータ採取を実施する。

- ・地震を起因とした事象が確認されたが、機能に影響がない等の理由により、補修、取替を実施していない設備については、関連するパラメータ等を重点的に確認することで当該事象が運転に影

響を与えないことを確認する。

- ・ 地震を起因とした事象が確認され、補修、取替を実施した設備については、当該事象が再度発生していることは考え難いが、念のためプラント起動に合わせて設備の健全性を確認する。

なお、地震を起因としない異常が確認された設備については、通常の保全プログラムに基づき、確認を行う。

これらの観点から採取するパラメータは、通常の運転監視や総合負荷性能検査で確認している主要パラメータ以外のパラメータも含めて採取する（添付資料-4 参照）。

5.3 確認手順および判定基準の策定

5.3.1 確認手順

プラント確認試験（主要パラメータ採取による総合確認および地震影響を考慮した総合確認）については、以下の手順により実施する。

(1) 原子炉起動から発電機並列まで

一定時間毎に主要設備のパラメータ採取を実施する。

昇圧過程における変化をより慎重に確認するとの観点で、原子炉格納容器内設備の確認は、通常起動時に定格圧力近傍で実施している原子炉圧力約 7.0MPa（炉水温度約 280°C）での確認に加え、定格圧力の約半分まで加圧され炉水温度が定格温度近傍となる、原子炉圧力約 3.5MPa（炉水温度約 240°C）においても、機器の加圧状態および入熱状態での確認を実施する。ここでは、圧力上昇および温度上昇に伴い、配管や弁グランド部からの漏えい等の有無、熱移動による配管や支持構造物の干渉等の異常のないことを、目視により確認する。また、動的機器の振動確認を開始する。

(2) 発電機並列以降から定格出力到達まで

発電機の各出力段階（約 20%、約 50%、約 75%）で出力を安定させ、主要設備のパラメータ採取を実施する。また、発電機出力約 20%、約 50%時には、蒸気系配管が概ね定格圧力、温度に達し、定格出力運転時

に必要となる主要ポンプが全てインサービスされるため、設備点検が概ね完了するが、それ以降の出力段階においても、出力上昇に伴う影響確認を行う観点から、巡視での漏えい確認、異音、異臭等の有無の確認および動的機器の振動確認等による状態監視を実施し、配管系からの漏えいおよび機器の入熱による影響等を継続的に確認する。

(3) 定格出力到達以降

定格出力到達以降、安定した運転状態において、主要設備のパラメータ採取を実施する。なお、今後、安定的にプラントが運転可能であることを確認するため、定格出力での評価期間を十分に設けるとともに、定期的な主要設備のパラメータ採取および巡視による設備の状態監視を実施する。

5.3.2 判定基準の策定

主要パラメータ採取による総合確認および、地震影響を考慮した総合確認の判定基準は、定期事業者検査における判定基準等を用いることを基本とする。

5.4 プラント確認試験の評価

判定基準を満足する場合は、プラント運転性能が正常に発揮されているものと評価する。また、出力上昇段階での主要パラメータ等、判定基準が定められていないものについては、地震前のデータ（建設時あるいは過去の起動時におけるデータ等）を参考に異常のないことを確認する。

これらの評価によって、異常が確認された場合は、原因の究明を行うとともにプラントの安定運転に与える影響の有無について検討し、必要に応じた対策を講じる。

6. 留意事項

6.1 プラント起動前確認事項

プラント起動にあたっては、以下の要件が満たされていることを確認する。

- ・起動前の点検・評価計画書で定める原子炉の蒸気発生前に実施する設備点検、および系統機能試験が終了し、異常のないこと。
- ・地震後に確認されたプラント起動および定格運転状態に関する設備の不適合に対し、他プラントで確認されている不適合も含め適切な処置が実施されていること。
- ・プラント起動に関する運転計画が定められていること。
- ・プラント起動および異常発生時における対応操作に関する運転手順が定められていること。
- ・プラント起動に必要となる系統のラインナップが完了していること。
- ・原子炉の運転に必要な運転員が確保されていること。

6.2 異常発生時の措置

プラント起動時において設備に異常が確認された場合には、異常の状況、プラントの運転への影響等を速やかに評価し、必要に応じてプラントを停止し、原因究明と対策を実施する。なお、現時点において、プラントを停止する必要がある異常（通常の保全の範囲で復旧できないもの）としては、

- ・蒸気系配管からの著しい漏えいが確認された場合
 - ・入熱の影響により支持構造物に異常な変形や干渉等が確認された場合
 - ・蒸気タービンについて再度のバランス調整が必要と判断される場合
- 等が考えられる。

6.3 安全管理

プラント全体の機能試験・評価の実施にあたっては、マニュアル等を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

6.4 プラントの長期停止の影響確認

プラントが長期間停止していたことに鑑み、「プラント長期停止時対応マニュアル」に基づく、発錆防止、固着防止等を考慮した適切な保管管理が機器の特性に応じて実施されていることを確認する。

また、長期間停止した後のプラント起動における、過去の不適合事象を抽出し、水平展開の要否を検討する。

6.5 保全プログラムへの反映

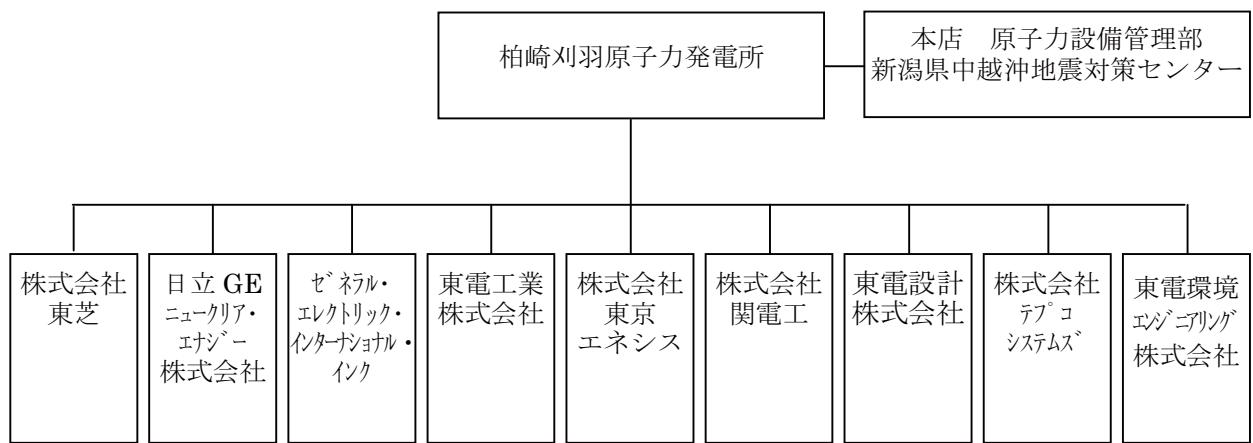
プラント全体の機能試験・評価で得られた結果および知見については、今後の点検・評価計画に適切に反映する。また、本評価の完了後も回転機器等の状態監視および主要パラメータの確認を継続的に実施するとともに、地震を起因とした異常が確認された設備における点検周期の検討を行うなど保全プログラムへの反映事項についても検討していく。

7. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

8. 体制

プラント全体の機能試験・評価の体制については以下のとおり。



※ 現時点における主要な体制を記載

図-8.1 点検・評価体制

点検・評価の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
- ・ 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

9. スケジュール

現時点において、本計画書に基づいて実施するプラント全体の機能試験の実施時期は未定である。プラント起動に関する詳細な試験工程については、添付資料-5に示すプラント全体の機能試験工程を基本に、必要な点検および評価を行う。

10. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号) の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧
- (4) プラント確認試験において採取するパラメータ
- (5) プラント全体の機能試験工程

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検 対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(2)横形ポンプ								
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	-	クラス1	As	○	○
原子炉冷却系統設備	復水給水系	タービン駆動原子炉給水ポンプ	N21-C007	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
(4)ポンプ駆動用タービン								
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ背圧式蒸気タービン	E51-C002	-	クラス1	As	○	○
	復水給水系	原子炉給水ポンプ駆動用蒸気タービン	N38-C001	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
(9)弁								
原子炉冷却系統設備		タービンバイパス弁	N37-F001	1	クラス2	B	-	○
				2	クラス2	B	-	○
				3	クラス2	B	-	○
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	主要弁	E51-F004	-	クラス1	As	-	○
			E51-F037	-	クラス1	As	-	○
蒸気タービン設備	蒸気タービンに附属する管	第2段加熱器加熱蒸気減圧弁	N39-F035	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○
				C	クラス3	B	-	○
				D	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気減圧弁	N36-F022	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気減圧弁	N36-F023	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気減圧弁	N33-F002	A	クラス3	B	-	○
				B	クラス3	B	-	○

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
蒸気タービン設備	蒸気タービンに 附属する管	グランド蒸気蒸化器 加熱蒸気安全弁	N36-F010	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
	グランド蒸気管安全 弁	N33-F011		A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
(14) 主タービン								
蒸気タービン設備	蒸気タービン	高圧タービン	N31-C001	—	クラス3	B	○	○
		低圧タービン	N31-C002	A	クラス3	B	○	○
				B	クラス3	B	○	○
				C	クラス3	B	○	○
	調速装置及び非常 調速装置の種類	調速装置	—	—	クラス3	B	○	—
		非常調速装置	—	—	クラス3	B	○	—
(15) 発電機								
電気設備	発電機	主発電機本体	—	—	クラス3	C	○	○

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
(21)配管								
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主配管3	-	-	クラス3	B	-	○
		主配管4	-	-	クラス2	B	-	○
	原子炉隔離時冷却系	主配管2	-	-	クラス3	As	-	○
蒸気タービン設備	蒸気タービン	リード管	-	-	クラス3	B	-	○
		クロスアラウンド管	-	-	クラス3	B	-	○
		湿分分離加熱器第1段加熱器加熱蒸気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第1抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第2抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第3抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		第4抽気管	-	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気蒸化器加熱蒸気管	-	-	クラス3	B	-	○
	蒸気タービンに附属する管	タービン補助蒸気系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		抽気系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		タービングランド蒸気系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		復水器空気抽出系の管	-	-	クラス3	B	-	○
		給水加熱器ドレンメント系の管	-	-	クラス3	B	-	○
原子炉冷却系統設備	給水加熱器ドレンメント系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
	抽気系	主配管	-	-	クラス3	B	-	○
(23)熱交換器								
蒸気タービン設備	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気蒸化器	N33-B001	-	クラス3	B	-	○
		グランド蒸気復水器	N33-B002	-	クラス3	B	-	○

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(24) 復水器、給水加熱器、湿分分離加熱器								
蒸気タービン設備	復水器	復水器	N61-B001	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
蒸気タービン設備	蒸気タービンに附属する熱交換器	湿分分離加熱器	N35-B001	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
原子炉冷却系統設備	復水給水系	第1給水加熱器	N21-B001	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
		第2給水加熱器	N21-B002	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
		第3給水加熱器	N21-B003	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
		第4給水加熱器	N21-B004	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
		第5給水加熱器	N21-B005	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
		第6給水加熱器	N21-B006	A	クラス3	B	—	○
				B	クラス3	B	—	○
				C	クラス3	B	—	○
(26) 変圧器								
電気設備	変圧器	主変圧器	S11	—	クラス3	C	○	—
		所内変圧器	R11	A	クラス3	C	○	—
				B	クラス3	C	○	—

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験機能確認	漏えい確認
(29)計器、継電器、調整器、検出器、変換器								
発電機	励磁装置	主発電機AVR EX-2000 (励磁装置)	H21-P225	-	クラス3	C	○	-
計測制御系統設備	出力領域モニタ 原子炉スクラム 信号(中性子束 高、中性子束計 装動作不能)	局所出力領域モニタ (検出器)	C51-LPRM	208個	クラス1	A	○	-
計測制御系統設備	起動領域モニタ 原子炉スクラム 信号(原子炉周 期(ペリオド)短) 中性子束計装動 作不能)	起動領域モニタ(檢 出器)	C51-SRNM	10個	クラス1	A	○	-
	移動式炉心内計 装装置	TIP検出器	C51-NE-007	A	ノンクラス	C	○	-
				B	ノンクラス	C	○	-
				C	ノンクラス	C	○	-
(32)ろ過脱塩器								
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置復水脱 塩塔	N27-D001	A	クラス3	B	○	-
				B	クラス3	B	○	-
				C	クラス3	B	○	-
				D	クラス3	B	○	-
				E	クラス3	B	○	-
				F	クラス3	B	○	-
(34)空気抽出器								
蒸気タービン設備	復水器	起動・停止用蒸気式 空気抽出器	N21-D022	-	クラス3	B	-	○
			N21-D023	-	クラス3	B	-	○
	蒸気タービンに 附属する熱交換 器	蒸気式空気抽出器	N21-B007	-	クラス3	B	-	○

柏崎刈羽原子力発電所7号機 プラント起動時の設備点検対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	安全重要度	耐震 重要度	プラント起動時の設備点検	
							作動試験 機能確認	漏えい確認
(36)タンク								
蒸気タービン設備	蒸気タービンに 附属する管	湿分分離加熱器 (湿分分離器ドレンタ ンク)	N22-A003	A1	クラス3	B	—	○
				A2	クラス3	B	—	○
				B1	クラス3	B	—	○
				B2	クラス3	B	—	○
		湿分分離加熱器 (第1段加熱器ドレン タンク)	N22-A004	A1	クラス3	B	—	○
				A2	クラス3	B	—	○
			N22-A004	B1	クラス3	B	—	○
				B2	クラス3	B	—	○
		湿分分離加熱器 (第2段加熱器ドレン タンク)	N22-A005	A1	クラス3	B	—	○
				A2	クラス3	B	—	○
			N22-A005	B1	クラス3	B	—	○
				B2	クラス3	B	—	○
原子炉冷却系統設備	給水加熱器ドレ ンベント系	低圧ドレンタンク	N22-A002	—	クラス3	B	—	○
		高圧ドレンタンク	N22-A001	—	クラス3	B	—	○

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条 の 項 号	項 号							
原 1		この省令は、原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。	<p>第1条(適用範囲)</p> <p>1 本省令は、原子力発電所に対する許認可の位置付けは、設置(変更)許可申請に対する安全審査で確認された事項と、工事計画等の後段規制において具体的に確認するための基準である。</p> <p>2 第1条は、本省令の適用範囲を定めたもので、「原子力を原動力として電気を発生するものに施設する電気工作物」とは、電気事業法施行規則の別表第三の一「発電所」の「(三)原子力設備」及び「(八)附帯設備」(「原子力を原動力に施設するものに限る。」)に掲げられている事項を含む電気工作物である。</p> <p>3 本技術基準は、各条文において別途適用除外が規定されている場合を除き、原子力発電所が設計建設時(改造時を含む。)に、満足すべき基準であるとともに、供用を開始した後においても維持すべき基準である。</p> <p>この場合において、電気事業法第47条に基づく工事計画認可又は同法第48条に基づく工事計画届出を行った場合は、当該認可又は届出に当たって申請された仕様又は規格(経年劣化を想定した新仕様を含む。)を維持することが求められる。</p> <p>4 本技術基準は、電気事業法に基づく原子力を原動力として電気を発生するための施設に対して適用されるが、ナトリウム冷却型原子力発電設備に係るもののについては、「ナトリウム冷却型原子力発電設備への技術基準の適用」に当たって(別記-1)によること。</p>	<p>第1条(適用範囲)</p> <p>1 設置(変更)許可申請における安全審査の確認事項としては、安全審査の添付書類八(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和63年12月28日通産業省令第77号)第2条第2項第8号)に記載される「原子炉の安全設計に関する規則」(昭和53年12月28日通産業省令第77号)第2条第2項第10号)の「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に含まれる事項がある。</p> <p>また、電気事業法第47条及び第48条に基づいて、原子炉の安全性の観点から重要な事項について、工事計画の認可や届出を義務付けており、本技術基準の適合性を審査事項の一つとしている。</p> <p>2 ナトリウム冷却型原子力発電設備は、発電用原子力設備であり、電気事業法上の技術基準適合義務、電気事業法に基づく工事計画認可等が求められる設備である。本改訂に伴い、ナトリウム冷却型原子力発電設備にかかる以下の事項、高溫構造等に関する詳細な要求事項を「ナトリウム冷却型原子力発電設備への技術基準への適用に当たって(別記-1)」で明確している。</p> <p>- 鋼水炉(BWR及びPWR)に関する要求事項に加え追加的な要求事項</p> <p>(ナトリウム漏えいへの措置、ナトリウムを用いた循環設備、カバーガス、高溫構造)</p> <p>- 本技術基準第3条(特殊な設計による認可)により適用除外可能な事項</p> <p>(安全弁、原子炉容器内圧力の変動を自動的に調整する装置、格納容器熱除却装置)</p> <p>- 機能要求は同等であるが仕様に差違がある設備</p> <p>(原子炉冷却材流出を制限するための隔離装置、非常用炉心冷却設備、反応度制御系統及び原子炉停止系統)</p>	適用範囲	その他	-	適用範囲についての記載のため、分類をその他とした
原 2		<p>第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることとする。</p> <p>「一次冷却材」とは、炉心において発生した熱を原子炉から直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいう。</p> <p>「二次冷却材」とは、一次冷却材の熱を熱交換器により取り出すための流体であつて、タービンを駆動せることを主なる目的とするものをいう。</p> <p>五「一次冷却系統」とは、一次冷却材が循環する回路をいう。</p> <p>六「運転時の異常な過渡変化」とは、原子炉施設の運転時に予想される機器器員の單一の故障若しくは二つの障害又は運転員の單一の誤操作及びこれらと類似の要因で発生するおそれによつて生ずる異常な状態をいう。</p> <p>七「原子炉施設」とは、原子炉及びその附属設備をいう。</p> <p>八「安全設備」とは、原子炉施設の故障、損壊等による原子炉内の燃料泄漏等により、多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これの抑制又は防止するための機器を有するものをいう。</p> <p>九「安全設備」とは、原子炉施設の故障又はその他の原因によつて原子炉の安全を確保するための機器を有するものをいう。</p> <p>イ「冷却材循環系統」には、冷却材循環装置及びその附属設備</p> <p>ロ 反応度制御系統に係る設備及びその附属設備</p> <p>ハ 安全保護装置(運転時の異常な過渡変化が生じる場合、地震の発生等にによる放射性物質の漏洩が生じる場合に、原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合、及び一次冷却材漏失等の事故時に原子炉停止系統を自動的に作動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全施設を自動的に作動させる装置をいう。以下同じ)、非常用炉心冷却設備(原子炉圧力容器内において発生した熱を通常運転時において除去する施設がその機能を失った場合に原子炉圧力容器内において発生した熱を除去する設備をいう。以下同じ)、その他非常に原子炉の安全を確保するため必要な設備及びそれらの附属設備</p> <p>二 原子炉格納容器及びその隔壁弁</p> <p>ホ 非常用電源設備及びその附属設備</p> <p>九「管理区域」とは、原子力発電所内の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が別に告示する線量を超えて、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。)の濃度が別に告示する濃度を超えるか、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるものである。</p> <p>十「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が別に告示する線量限度を超えるおそれがないものをいう。</p>	<p>第2条(定義)</p> <p>1 第2号に規定する「原子炉施設」は、電気事業法施行規則別表第3の「一発電所」の「(三)原子力設備(9蒸気タービン発電用に限る。)」に掲げられている事項を含む電気工作物であつて、次の施設を含む。</p> <p>(三)原子力設備</p> <p>1 原子炉本体</p> <p>2 原子炉冷却系統設備</p> <p>3 制御御系系統設備</p> <p>4 燃料設備</p> <p>5 放射線管理設備</p> <p>6 廃棄設備</p> <p>7 原子炉格納施設</p> <p>8 防護装置</p> <p>9 補助ボイラー</p> <p>10 補助ポンプ</p> <p>11 補助ボイラーに属する燃料設備</p> <p>12 補助ボイラーに属する煙處理設備</p> <p>(八)附属設備</p> <p>1 施設の運転を管理するための制御装置</p> <p>2 原子炉冷却材循環装置</p> <p>3 工学的安全施設及びその附属装置</p> <p>4 安全保護装置</p> <p>5 安全保護装置及びその附属装置</p> <p>6 安全保護装置(運転時の異常な過渡変化)</p> <p>7 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>8 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>9 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>10 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>11 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>12 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>13 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>14 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>15 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>16 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>17 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>18 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>19 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>20 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>21 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>22 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>23 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>24 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>25 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>26 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>27 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>28 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>29 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>30 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>31 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>32 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>33 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>34 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>35 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>36 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>37 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>38 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>39 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>40 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>41 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>42 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>43 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>44 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>45 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>46 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>47 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>48 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>49 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>50 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>51 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>52 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>53 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>54 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>55 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>56 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>57 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>58 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>59 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>60 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>61 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>62 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>63 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>64 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>65 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>66 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>67 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>68 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>69 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>70 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>71 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>72 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>73 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>74 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>75 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>76 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>77 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>78 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>79 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>80 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>81 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>82 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>83 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>84 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>85 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>86 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>87 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>88 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>89 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>90 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>91 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>92 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>93 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>94 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>95 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>96 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>97 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>98 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>99 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>100 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>101 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>102 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>103 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>104 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>105 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>106 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>107 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>108 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>109 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>110 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>111 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>112 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>113 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>114 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>115 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>116 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>117 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>118 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>119 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>120 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>121 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>122 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>123 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>124 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>125 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>126 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>127 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>128 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>129 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>130 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>131 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>132 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>133 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>134 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>135 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>136 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>137 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>138 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>139 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>140 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>141 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>142 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>143 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>144 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>145 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>146 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>147 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>148 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>149 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>150 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>151 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>152 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>153 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>154 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>155 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>156 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>157 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>158 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>159 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>160 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>161 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>162 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>163 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>164 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>165 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>166 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>167 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>168 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>169 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>170 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>171 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>172 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>173 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>174 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>175 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>176 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>177 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>178 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>179 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>180 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>181 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>182 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>183 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>184 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>185 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>186 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>187 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>188 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>189 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>190 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>191 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>192 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>193 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>194 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>195 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>196 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>197 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>198 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>199 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>200 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>201 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>202 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>203 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>204 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>205 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>206 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>207 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>208 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>209 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>210 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>211 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>212 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>213 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>214 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>215 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>216 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>217 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>218 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>219 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>220 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>221 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>222 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>223 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>224 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>225 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>226 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>227 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>228 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>229 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>230 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>231 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>232 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>233 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>234 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>235 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>236 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>237 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>238 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>239 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>240 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>241 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>242 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>243 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じる場合)</p> <p>244 安全保護装置(原子炉の運転中に原子炉の運転に障害が生じ</p>					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の							
原 2		<p>十一 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、一次冷却系系に係る施設の損壊等に伴い自動的に弁が閉鎖されることにより圧力隔壁となる部分をいう。</p> <p>十二 「燃料許容被覆限界」とは、燃料被覆材の損傷の程度であつて、安全設計と許容される範囲内でかつ原子炉を安全に運転することができる限界をいう。</p> <p>十三 「反応度価値」とは、制御棒の挿入、若しくはその引き抜き、又は液体制御材の注入等による原子炉の反応度の変化量をいう。</p> <p>十四 「制御棒の最大反応度価値」とは、原子炉が臨界(臨界近傍を含む。)にあつて場合において、制御棒を1本引き抜くことにより炉心に生ずる反応度価値の最大値をいう。</p> <p>十五 「反応度添加率」とは、制御棒の引き抜き等により炉心に添加される単位時間当たりの反応度の量をいう。</p> <p>五、12号に規定する「燃料許容被覆限界」に関する判断基準は、「発電用経済型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」の4、1運転時の異常な過渡変化」による。</p> <p>十六 「クラス1容器」、「クラス1管」、「クラス1ポンプ」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ構成部を構成する機器をいう。</p> <p>十七 「クラス2容器」、「クラス2管」、「クラス2ポンプ」とは、「クラス1容器」、「クラス1管」、「クラス1ポンプ」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ構成部を構成する機器をいう。</p> <p>十八 「クラス3容器」、「クラス3管」、「以下クラス3機器」とは、「クラス1容器」、「クラス1管」、「クラス1ポンプ」からクラス3機器に属するダクトにあつては、原子炉格納容器の貫通部から外側隔離弁までの部分に限る。</p> <p>十九 「ターピンを駆動させることを主たる目的とする流体」蒸気及び給水をい。が循環する回路に係る設備に属する機器であつて、クラス1機器の外流側に位置する蒸気系統のうちクラス1機器からこれに最も近い止水弁までのもの、及びクラス1機器の上流側に位置する給水系統のうちクラス1機器からこれに最も近い止水弁までのもの。</p> <p>二十 「ハイドロセイフ」は、原子炉格納容器の貫通部から内側隔離弁及び外側隔離弁までのもの。</p> <p>二十一 「クラスマス管」とは、「以下クラス3機器」という。とは、クラス1機器、クラス2機器、原子炉格納容器及び放射線管理設備に属するダクト以外の装置又は管(内包する流体の温度が37度以上40度未満のクラス3管)に属する部分を除く。をいう。</p> <p>二十二 「原子炉格納容器」とは、容積部の機械器具から放出される放射性物質等の有害な物理的エネルギーを防ぐために設けられる容器をいう。</p> <p>二十三 「コンクリート製原子炉格納容器」とは、原子炉格納容器であつて、鋼板に内張りされたコンクリート部を有するものをいう。</p> <p>二十四 「コンクリート製原子炉格納容器」とは、コンクリート製原子炉格納容器を支持する構造物をいう。</p> <p>二十五 「運転状態 I」とは、コンクリート製原子炉格納容器のうち鉄筋コンクリート構造又はプレストレストコンクリート構造の部分をいう。</p> <p>二十六 「鋼製部品」とは、コンクリート製原子炉格納容器内の機械器具から放出される放射性物質等の有害な物理的エネルギーを防ぐため内張りされている部品(以下「ライブプレート」といいう。)、頭と脚部のライブプレートを接続する鋼板(以下「ツックル」という)、貫通部のライブプレート及びコンクリート部への定着金具をいい。</p> <p>二十四 「クラス1支持構造物」、「クラス2支持構造物」又は「原子炉格納容器支持構造物」とは、それぞれクラス1機器、クラス2機器又は原子炉格納容器を支持する構造物をいう。</p> <p>二十七 「運転状態 II」とは、耐試験により原子炉施設に最高使用圧力を超える圧力が加えられている状態をい。</p> <p>三十一 「荷重状態 I」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>三十二 「荷重状態 II」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)における暴風時の荷重又は運転状態 III(運転状態 Iにおける暴風時の荷重又は運転状態 IVにおける荷重)以下の状態をい。</p> <p>三十三 「荷重状態 IV」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 IV(積雪時又は暴風時を含む。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>三十九 「試験状態」とは、耐圧試験により原子炉施設に最高使用圧力を超える圧力が加えられている状態をい。</p> <p>四十 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>四十一 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)における暴風時の荷重又は運転状態 III(運転状態 Iにおける暴風時の荷重又は運転状態 IVにおける荷重)以下の状態をい。</p> <p>四十二 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 IV(積雪時又は暴風時を含む。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>四十三 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>四十四 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)における暴風時の荷重又は運転状態 III(運転状態 Iにおける暴風時の荷重又は運転状態 IVにおける荷重)以下の状態をい。</p> <p>四十五 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)において想定される荷重を受ける状態をい。</p> <p>四十六 「荷重状態」とは、コンクリート製原子炉格納容器が運転状態 I(積雪時又は暴風時を除く。)における暴風時の荷重又は運転状態 III(運転状態 Iにおける暴風時の荷重又は運転状態 IVにおける荷重)以下の状態をい。</p> <p>四十七 「機械的荷重」とは、自重、管又は支持構造物からの抵抗力その他付加荷重のうち地震荷重を除くものであつて、設計上定めるものをいう。</p>	<p>四、11号に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリ」の範囲をためる規程(JEAC4002-2004)によること。「安全設計分野及び技術総合部門」における「燃料許容被覆限界」は、安全設計審査指針の「燃料の許容設計限界」上記してである。</p> <p>五、12号に規定する「燃料許容被覆限界」に関する判断基準は、「発電用経済型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)」の4、1運転時の異常な過渡変化」による。</p> <p>六、「炉心支持構造物」とは、原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接支撐するか又は拘束する動的をい。</p> <p>七、「反応度価値」とは、制御棒の挿入、若しくはその引き抜き、又は液体制御材の注入等による原子炉の反応度の変化量をいう。</p> <p>八、「反応度添加率」とは、制御棒の反応度価値と、制御棒を1本引き抜くことにより炉心に生ずる反応度価値との比をいう。</p> <p>九、「反応度添加率」とは、原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接支撐するか又は拘束する動的をい。</p> <p>十、「反応度添加率」とは、安全設計指針(平成2年8月30日原子力安全委員会)の「燃料許容被覆限界」に関する規格(平成17年12月)」によること。</p> <p>十一 第16号から第19号までの機器及び第24号の支持構造物に関する定義は、機器分類改正のこの柱である性能規定化と協同規格の適用により併せ、機器分類をクラス1からクラス4、原子炉格納容器と再分類するとともに、その定義として、告示501号を適用したものである。告示501号による分類 本技術基準による分類</p> <p>第1種機器 クラス1機器</p> <p>第2種機器 原子炉格納容器</p> <p>第3種機器 クラス2機器</p> <p>第4種機器 クラス3機器</p> <p>第5種機器 クラス4管</p> <p>十二 第21号から第23号までの定義は、コンクリート製原子炉格納容器に関する構造等の技術基準(告示452号)を適用したものである。</p> <p>十三 第24号から第26号に規定する「その主たる機能をもつた」は、(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2007年追補版)以下「設計・建設規格2007」という。)告示501号による分類である。</p> <p>十四 第27号から第30号に規定する「その主たる機能をもつた」は、(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(2007年追補版)以下「設計・建設規格2007」という。)告示501号による分類である。</p> <p>十五 第31号から第33号に規定する「コンクリート製原子炉格納容器」とは、コンクリート製原子炉格納容器の構造及び強度の機能をもつた貫通部におけるスリーブ以外の鋼製耐震部、鉄筋コンクリート製原子炉格納容器のドライウェル上蓋部などは、コンクリート製格納容器はコンクリート部及び鋼製部により必要強度を有するものと定義されるので「コンクリート内張り部」には該当しない。</p> <p>十六 第34号から第36号に規定する「その主たる機能をもつた」は、告示501号を適用したものであり、第30号から第33号までのコンクリート製原子炉格納容器を対象とした「荷重状態」の分類は告示452号を適用したものである。</p> <p>十七 第37号に規定する「機械的荷重」としては、自重、配管反力、安全弁等の吹出反力等があり、機器、炉心支持構造物等の主な荷重の具体的な部分を示す。</p> <p>十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)安全弁等の吹出反力</p> <p>十九 「(イ)自重 (ロ)安全弁等の吹出反力</p> <p>二十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>二十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>三十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>四十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>五十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>六十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>七十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>八十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>九十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百一十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百二十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百三十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百四十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百五十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百六十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百七十九 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百八十 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十一 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十二 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十三 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十四 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十五 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十六 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十七 「(イ)自重 (ロ)配管反力 (ハ)クレーン吊荷重</p> <p>一百九十八 「(イ)自重 (ロ)配管反力</p>					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号								
原	3			第3条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定によらない場合又は本解釈に照らして同等性の判断が困難な場合については、第3条によること。 2 前項の認可を受けようとする者は、その理由および施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	第3条(特殊な設計による施設) 1 本省令の規定によらない場合又は本解釈に照らして同等性の判断が困難な場合については、第3条によること。 2 第一項の規定により申請する場合の申請書の様式及び添付図面は、次のとおりである。	第3条(特殊な設計による施設) 1 平成17年5月施行の本技術基準改正は、規制当局が定める要求事項(性能規格化し、その仕様として学協会規格を活用することとしているが、解釈1のような事例に対応するため、本条文を規定している。解釈1に該当する事例)については以下の例がある。 ・本省令の規定によらない場合 別記1-(ナトリウム冷却型原子炉発電設備への技術基準への適用に当たって)あるように、本技術基準上要求があるものの、ナトリウム冷却型原子炉発電設備の特性からその設計を要しない事項 ・本解釈に照らして同等性の判断が難しい事項 規制の一貫性や事業者の利便性の観点からも、学協会規格を本解釈において技術基準を満たす仕様規定制して明確化しているが、そのような学協会規格と全く体系が異なる規格の適用等、同等性の判断が困難な事項 なお、今回の技術基準改正に伴い、溶接に関する要求事項が本技術基準に追加され、本規定に基づく特殊な設計による申請の認可の対象となる。その場合、技術評価を受けて本技術基準を満たすものとして明確化されている日本機械学会溶接規格、平成12年までの溶接に関する技術基準に基づき特殊設計の認可を受けて要求事項との同等性を最新の知見も踏まえ判断することとなり、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。	特殊な設計による施設	その他	-	特殊な設計による施設ができること及びその申請についての記載のため、分類をその他とした	
原	4			(防護施設の設置等) 第4条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不均沈下等)をいう。ただし、地震を除く。)により原子炉の安全性を損なうそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺監視区域に隣接する地域の事業所、鉄道、道路等がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両等の事故等により原子炉の安全性が損なわぬよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	第4条(防護施設の設置等) 1 第4条に掲げる「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中に於ける運転管理等の運用上の措置を含む。 2 第4項に規定する「想定される自然現象には、台風、雪害を含む。 3 第2項に規定する「適切な措置を講じなければならない」には、対象とする発生源から一定の距離を離れてくることを含む。 4 第3項の航空機落下下について、平成14年7月30日付「実用電気用原子炉施設への航空機落下下確率に関する評価基準」(原発第4号)に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。	第4条(防護施設の設置等) 1 第4条は、第5条で定める耐震性の要求を除き、想定される自然現害又は外部からの人為的災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場合に、適切な措置を講じることを定めたものである。 2 第3項は、安全設計審査指針 指針3(外部人災事象に対する設計上の考慮)の解説において、外部人災事象には航空機落下下が含まれるとしており、設置許可の際の審査基準として「航空機落下下確率に関する評価基準」が策定されていることから、この評価基準に適合しない場合に 対策を講じることを規定している。 (安全設計審査指針の要求内容(技術基準への反映)) 3 第3項に規定する「航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうおそれがあるかどうかを判断するために、設置許可以後、航空機が新規に設置されないか等を確認し、状況が変わっている場合には、評価基準である平成14年7月30日付「実用電気用原子炉施設への航空機落下下確率の評価について」(平成14-07-29 原発第4号)に基づき、航空機落下下確率を評価する必要がある。その結果、航空機が落下下により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、防護壁の設置等の防護措置や航路変更の要請等その他の適切な措置を検討する必要があることを規定している。 【関連安全設計審査指針】 ・指針2 自然現象に対する設計上の考慮 ・指針3 外部人災事象に対する設計上の考慮	・自然現象に対する防護措置 ・周辺監視区域に隣接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は爆破事故、危険物を搭載した車両等の事故等に対する防護措置 ・航空機落下下に於ける防護措置	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原	4	2	1	-	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 1 火災の発生を防止するため、次の措置を講じること。 イ 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏れの防止その他の措置を講じること。 ロ ケーブル、原子炉制御室その他原子炉の附属設備にあつては、可燃性物質の量等に応じて、不燃性物又は難燃性材料を使用すること。 ハ ラ雷その他自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ 水素の供給設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわぬよう施設すること。 ホ 射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定する「原子炉の安全性が損なわることのないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない」とは、火災の発生により、安全設備の機能が損なわね、原子炉の停止止と能、除熱機能及び放射性物質の制御されない放出を防止する機能が損なわぬよう、原子力安全委員会「実用電気用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に規定される重要度に応じて対象を講じること。 2 第1項第1号(ホ)から第3号及び第2項に規定する措置とは、「日本電気協会「原子炉発電所の火災防護指針(JEAG4607-1999)」の適用に当たって別記1-2)によること。 3 第1項第1号の規定については、以下によること。 ① 放射線分解により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがある場合には、水の放射線分解によつて原子炉に発生する水素が滞留、蓄積される可能性のある配管等の損傷に伴う原子炉の安全性に影響を及ぼすおそれがあることといふ。この場合において、水素燃焼によつても破断可能性が極めて小さい配管内積積(1~30リットル程度)を有し、破断対策として元弁を用いて破断弁を隔離する配管(計装系管等)にあつては、原子炉の女性に影響を及ぼすおそれがないものとみなすことができる。 ② 水素の蓄積を防止する措置とは、社団法人火力原子炉発電技術協会「WWR配管における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年10月)」の本文のみならず、具体的な評価手法等を規定した。 ③ 火災の発生及び消火のための措置を講じること。 イ 早朝に消火を行える検出設備及び消火設備を施設すること。 ロ 一定の検出設備及び消火設備は、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その能力が損なわるこがないこと。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2は、原子炉の安全設置又は蒸気タービン若しくはその附属設備が火災の発生、延焼等の影響を受けることにより、安全設備の機能を損ない、原子炉の停止及び除熱機能の喪失、放射性物質の漏出がない放出を防止するうえ、適切な防火措置等を施すことを定めたものであり、関連法令と併せて、「実用電気用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」に受けた火災対応措置として、水素に関連した設備の要求事項(水素供給設備の火災区画外の設置及び換気の実施等)を第1号ニに、放射線分解等に伴う水素による火災発生防止に関する要求事項を第1号ホに、可燃性材料の取扱いに関する火災発生防止に関する規定を第1号ヨに明記した。また、第4条の2においては、火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の低減の3方策を組合せるこの規定を明記している。 第1号ホ:放射線分解等(伴う水素による火災発生防止)に関する要求事項の追加は、浜岡1号機余熱除湿系蒸気凝縮器系配管破裂事故、また、安全設計審査指針5 火災に対する設計上の考慮)及び火災防護指針との整合性を考慮したものである。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映及び主要事例トラブル事例の技術基準への反映) 2 第4条の2においては、原子炉の安全性が損なわることのないよう要求していることから、第1項第1号に規定する「ケーブル」とは火災の影響により原子炉の安全性が損なわれることが想定されるケーブルが対象となる。 3 解説2は、火災防護に関する設備面での要求を規定したものであるが、火災防護(たてば)は、可燃物の持ち込み制限、火災発生時の手続等の整備等の用意等による対応に留意することが望ましい。(「安全設計審査指針5 火災に対する設計上の考慮」及び「火災防護指針」の評議会分野及び放射線管理分野における混合ガス(水素・酸素)蓄積防止に関するガイドライン(平成17年12月)。)	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	4	2	1	二	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 1 火災の発生及び消火のための措置を講じること。 イ 早朝に消火を行える検出設備及び消火設備を施設すること。 ロ 一定の検出設備及び消火設備は、火災と同時に発生すると想定される自然現象により、その能力が損なわるこがないこと。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2は、原子炉の安全設置又は蒸気タービン若しくはその附属設備が火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわるものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(検出及び消火措置)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項	
原	4	2	1	三	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 三 火災の影響を軽減するため、防火壁の設置その他の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2は、原子炉の安全設置又は蒸気タービン若しくはその附属設備が火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわるものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(防火壁)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項	
原	4	2	2		2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわるものでなければならぬ。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2は、原子炉の安全設置又は蒸気タービン若しくはその附属設備が火災により原子炉の安全性が損なわぬよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわるものでなければならぬ。	火災による損傷の防止(検出設備及び消火設備の故障等による安全設備の機能喪失防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条 の 項	号							
原 5	1	第6条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、これらに作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないよう施設しなければならない。	第5条(耐震性) 1 耐震性の評価については、施設の重要度に応じて適用される地震力に対し、地震時に最も敷地周辺の公衆に放射線の影響を与えないとの観点から、① 地震による事故発生の防止 ② 原子炉の安全停止 ③ 炉心損傷防止の除去 ④ 事故時に必要な設備の健全性の保持等に必要な設備の機能維持又は構造強度の確保を解析等により確認すること。 2 原子力安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)」以下、「新耐震設計審査指針」という。適合すると、具体的な評価手法については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)」に照らして「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令(第5条への適合性に関する審査要領(内規))」(平成20年4月23日付け平成20・04・21 原院第3号)によること。 なお、原子力安全委員会「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和53年9月25日決定、昭和56年7月一部改訂)」(以下「旧耐震設計審査指針」という。)を適用して設置又は設置変更が許可された発電用原子炉設備については、旧耐震設計審査指針に適合すること。 具体的な評価手法としては、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1987)、同補「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編」(JEAG4601-1984)及び「原子力発電所耐震設計技術指針(追補版)」(JEAG4601-1991)によること。 また、新耐震設計審査指針と旧耐震設計審査指針のいずれも適用せず設置又は設置変更が許可された発電用原子炉設備については、重要な建物、構築物及び機器・配管系の耐震安全性が評価され、その結果に基づいて資源エネルギー庁よりまとめた「指針策定期の原子力発電所の耐震安全性」(平成20年9月)における耐震設計審査指針の考え方にも照らして耐震安全性が確保されていると判断されること。 3 非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過る過装設の耐震性については、「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過装設の性能評価等について(内規)」(平成20・12・22 原院第5号)によること。	第5条(耐震性) 1 第5条は、安全設計審査指針の「指針2 自然現象に対する設計上の考慮」(第1項)及び発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針に対応する。 2 解釈は、平成20年2月27日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての改正について(平成20・02・27原院第1号)」で追加された。「関連安全設計審査指針」 指針2 自然現象に対する設計上の考慮 及び 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針	耐震性(地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないよう施設)	構造健全性(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 5	2	2 前項の地震力は、原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備の構造並びにこれらが損壊した場合における災害の程度に応じて、基礎地盤の状況、その地方における過去の地震記録に基づく震度の程度、地震活動の状況等を基礎として求めなければならない。		耐震性(地震力の設定)	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 6		第6条 燃料体及び反応材並びにこれらを支持する構造物、熱遮へい材並びに一次冷却系統に係る施設に属する容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材若しくは二次冷却材の循環、沸騰等により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けないように施設しなければならない。	第6条(流体振動等による損傷の防止) 1 「流体振動」により損傷を受けないように施設しなければならないとは、水流の乱れ、渦、気泡等による起因するサイクル疲労による損傷の発生防止を規定するものであり、以下の措置を講じること。 ・蒸気発生器と管群の曲げ等については、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S-NC1-2005)PVB-10に規定する手法を適用すること。 ・管に設置された円柱状構造物で耐震装置を有するものについては、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S012)に規定する手法を適用すること。 なお、耐震機能を有しないものについては第8条の2第2項によること。 (日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書) 2 温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けないよう施設しなければならないとは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する技術指針」(JSME S017)に規定する手法を適用し、損傷の発生防止措置を講じること。 なお、供用開始後における運転管理等の運用上の対応を考慮して施設することができる。 (日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評議書) 3 記載の円柱状構造物の流力振動及び配管の高サイクル熱疲労については、一次冷却材が管理する施設として、原子炉冷却却水淨化系、残留熱除去系(原子炉停止時冷却塔)(BWR)及び化学水精製御系、余熱除去系(PWR)を含めて措置を講じること。	第6条(流体振動等による損傷の防止) 1 過去の再生熱交換器連絡配管及び出口配管の損傷事例を踏まえ、従来の流体振動に加えて温度差のある流体の混合等に対しても損傷を受けないようにして施設することを規定している。 これは、具体的には以下の事故トーラル事例を反映したものである。 - 蒸気発生器と管群の曲げ等 - (伝熱管が破裂した金具で支持されていなかったため、伝熱管のU字管部で流力性振動が発生し、固定支持の管支持板間に面圧が作用する状態で流れる弹性振動による繰り返し荷重が作用したことにより、高サイクルのフレッジングで破壊したの) - 流力振動による損傷事例(もじじゅ) (温度計ウルの流力振動一様流れ中に置かれた円柱構造物の、流れにより励起される振動による高サイクル熱疲労) - 高サイクル熱疲労による損傷事例(歯翼式機、治2号機) (再生熱交換器における、低温水と高温水との差による温度ゆらぎを主要因とする高サイクル熱疲労による連続配管割れ) (主要事故トーラル事例の技術基準への反映) 2 条文では、一次冷却系統に属する容器、管、ポンプ及び弁といった機器を対象としているが、管に設置された円柱状構造物で耐震機能を有するものは、機器と同様に流体振動に対する健全性を維持することが必要となることから、配管内円柱状構造物の流力振動評価指針(JSME S012)の適用を要求したものである。 3 円柱状構造物については、先行プラントで実績がない流路設計となるものであって、炉心流量も変更となるような設計を採用する場合に、試運転の目視検査において損傷がないことを確認する方法がある。 4 昭和56年の改正においてポンプ及び弁を追加規定した理由は、次のとおりである。 「既往は流体振動による損傷の防止という觀点から、實験的に問題となる流体中の機器及び構造物である燃料体、容器(原子炉容器、蒸気発生器等)の内部構造物の規制を主たる対象としていたが、昭和55年の改正ではポンプ及び弁も流体振動発生の可能性があること、それに接続される配管の損傷等を考慮して、振動による損傷防止規程の対象にポンプ及び弁を追加したものである。」 【関連安全設計審査指針】 ・指針11 热の設計 ・指針12 断熱設計 ・指針19 原子炉冷却材バウンダリの健全性	流体振動等による損傷の防止	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 7	1	第7条 原子力発電所には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け、かつ、管理区域である旨を表示しなければならない。	第7条(さく等の施設) 1 第7条に規定する「みだり」とは、不注意又は知らずに容易に立ち入ることをさういふ。 2 第3項に規定する「当該区域に人が立ち入るおそれがない」とが明らかに立入ることのない河川、沼、湖、海、断崖等で当該区域の境界が設定されていないような場合であって、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合をいふ。	【関連安全設計審査指針】 指針58 放射線業務従事者の放射線管理	さく等の施設 (人がみだりに立ち入らないよう壁、さく、へい等を設け管理区域である旨を表示)	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 7	2	2 原子力発電所には、保全区域(原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所)であつて、管理区域以外のものをつけ、以下同じ。)と管理区域以外の場所に於ける場所と区別するためさく、へい等を設けるか、または保全区域である旨を表示しなければならない。			さく等の施設 (保全区域と管理区域以外の場所との境界には他の場所と区別するためさく、へい等を設けるか、又は保全区域である旨を表示)	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 7	3	3 原子力発電所には、業務上立ち入ることを制限するためさく、へい等を設けるか、または保全区域である旨を表示しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。			さく等の施設 (業務上立ち入ることを制限するためさく、へい等を設けるか、又はまた周辺監視区域である旨を表示)	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 7	2	第7条の2 原子力発電所には、安全設備が設置されている施設に入が法に侵入することを防止するため、適切な侵入防止措置を講じなければならない。	1 第7条の2に規定する「適切な侵入防止措置」とは、さく等の障壁による区画、出入口の常時管理設備の施設をいう。	第7条の2(不法侵入の防止) 1 關係省令として、防護区域を設定し、見張り人による防護区域出入口の常時監視(出入口に施設した場合を除く)等の防護のため必要な措置を原子炉設置者が講じることについて、「発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)第15条の3に規定されている。 【関連安全設計審査指針】 指針3 外部人に対する設計上の考慮	不法侵入の防止	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原	7	3		第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	急傾斜地の前後の防止	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項
				第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	第7条の3(急傾斜地の前後の防止)	急傾斜地の前後の防止	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	8	1		第8条 原子炉施設は、通常運転時において原子炉の反応度を安全かつ安定に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならぬ。	第8条(原子炉施設) 1 第8条は規定する「供給点検(試験及び検査を含む。)」ができるように設計しなければならない」とは、原子炉施設が所要の性能を確認するためには、供給点検及び定期検査の構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間を備えたものである。 また、試験及び検査には、電気事業法第49条(使用前検査)、同第52条(送受電管理検査)、同第54条(定期検査)、同第55条(定期検査)、同第56条(定期検査)、定期機器を有する機器類、系統及び機器は、原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していることから、同指針と対応において試験及び検査実施可能に関する要求を明確化したものである。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 2 第8条は、安全設計審査指針 指針10「試験可能性に関する設計上の考慮」において、安全機器を有する機器類、系統及び機器は、原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していることから、同指針と対応において試験及び検査実施可能に関する要求を明確化したものである。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 3 説明では、米国Regulatory Guide 1(R.G.1)「原子炉冷却材ポンプのフライホイールの健全性を参考にし、想定する飛散物に、一次冷却材ポンプのフライホイールが含まれるが、フライホイールの限界回転数が最大回転数に比べて十分大きいことが確認できれば、安全性を損なうことが想定されない旨記載している。	第8条(原子炉施設) 1 第8条は規定する「供給点検(試験及び検査を含む。)」ができるように設計しなければならない」とは、原子炉施設が所要の性能を確認するためには、供給点検及び定期検査の構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間を備えたものである。 また、試験及び検査には、電気事業法第49条(使用前検査)、同第52条(送受電管理検査)、同第54条(定期検査)、同第55条(定期検査)、同第56条(定期検査)、定期機器を有する機器類、系統及び機器は、原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していることから、同指針と対応において試験及び検査実施可能に関する要求を明確化したものである。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 2 第8条は、安全設計審査指針 指針10「試験可能性に関する設計上の考慮」において、安全機器を有する機器類、系統及び機器は、原子炉の運転中に停止中に試験又は検査ができる設計を要求していることから、同指針と対応において試験及び検査実施可能に関する要求を明確化したものである。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 3 説明では、米国Regulatory Guide 1(R.G.1)「原子炉冷却材ポンプのフライホイールの健全性を参考にし、想定する飛散物に、一次冷却材ポンプのフライホイールが含まれるが、フライホイールの限界回転数が最大回転数に比べて十分大きいことが確認できれば、安全性を損なうことが想定されない旨記載している。	原子炉施設 通常運転における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 運転時の異常な過渡変化時における原子炉固有の出力抑制特性及び原子炉の反応度を制御	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 制御棒駆動機構機能検査 選択制御棒挿入機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査 ほう酸水注入系機能検査 総合負荷性能検査		
原	8	2		2 原子炉施設(補助ボイラーを除く。)は、その健全性及び能力を確認するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	2 原子炉施設(補助ボイラーを除く。)は、その健全性及び能力を確認するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	2 原子炉施設(補助ボイラーを除く。)は、その健全性及び能力を確認するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	原子炉施設(補助ボイラーを除く。) 原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	8	3		3 原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性物質を含む流体が漏れやすい場合には、流体状の放射性廃棄物を処理する設備により安全に処理するよう施設しなければならない。	3 原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性物質を含む流体が漏れやすい場合には、流体状の放射性廃棄物を処理する設備により安全に処理するよう施設しなければならない。	3 原子炉施設は、通常運転時において容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性物質を含む流体が漏れやすい場合には、流体状の放射性廃棄物を処理する設備により安全に処理するよう施設しなければならない。	原子炉施設 液体廃棄物処理系機能検査(K6申請) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査	その他	—	6号機の点検・評価計画書に従い実施
原	8	4		4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。	4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。	4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設の設置その他の損傷防止措置を講じなければならない。	原子炉施設 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	8	5		5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	原子炉施設 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	8	2	1	第8条の2 第2条第8号ハ及びホに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の单一故障、单一の原因によつて一つの機械器具が所定の安全機能を失ふことをいう。以下同じ。が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	第8条の2(安全設備) 1 第1項に規定する「单一故障」は、短時間では動的機器の单一故障を、長時間では動的機器の单一故障又は静的機器の想定される单一故障のいずれかをいい。 2 平成2年8月より前に原子炉設置許可を受けた原子炉にあっては、定期安全レビューにおいて運転管理等とあいまって多重性又は多様性、及び独立性を有する施設と同等の機能維持が確認されており、運転管理等の対応がなされている場合には、「構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有する」とみなすことができる。 3 第1項に規定する「想定されているすべての環境条件」とは、通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び事故時ににおいて、所要の機能を期待されている機械器具が、その間にかかると想えらるる力、温度、放射線、湿度、冷却材の供給量からLOC Aまでの状態において、考えられる力、温度、放射線、湿度、冷却材中の構造物等の異常を含む」とある。「環境条件」には、冷却材の性状(冷却材中の構造物等の異常を含む)が含まれる。この場合において、配管内柱状構造物が流体振動により破損物として冷却材に流入することの評価に当たっては、日本機械学会「配管内柱状構造物の流体振動評価指針(JSME S012)」を適用すること。	第8条の2(安全設備) 1 第1項は、安全設計審査指針 指針9(信頼性に関する設計上の考慮)に対応して、多重性又は多様性及び独立性、その反対として单一故障に加え、外部電源が使用できない場合の考慮を、安全設備に関する要求事項として明確にしている。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 2 第1項の「单一故障」の記載は、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成13年3月29日原子力委員会一部改訂)」5.2(2)と同じである。 3 第2項は、安全設計審査指針 指針6(環境条件に対する設計上の考慮)において、機能を期待されているすべての環境条件に適合できるよう施設することを、安全設備に関する要求事項として明確にしている。 〔安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映〕 4 説明において、「環境条件」とは、冷却材中の構造物等を規定している理由としては、以下の事由・トラブル事例を反映したものである。 ・流体振動による揚程事例(福島第二発電所4号機) ・海水脱塩装置出口水質測定用サンプリングノズル管が流体振動により破損したことによるルースバージの発生 〔開拓安全設計審査指針〕 ・指針6 環境条件に対する設計上の考慮 ・指針9 信頼性に関する設計上の考慮 第2項、第3項	安全設備 安全設備を構成する機械器具の单一故障、外部電源喪失時の多重性又は多様性、及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	8	2	2	2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が發揮できるように施設しなければならない。	2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が揮発できるように施設しなければならない。	2 安全設備 環境条件の考慮	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号						
原	9	一	<p>第9条 原子炉施設(圧縮機及び補助ボイラを除く。)に属する容器、管、ポンプ若しくは弁(以下「機器」という。)若しくはこれらの支持構造物等が又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次の各号によらないでなければならない。</p> <p>この場合において、第1号から第9号まで及び第10号の規定について、は適用されないものとする。</p> <p>イクラス1機器及びイクラス1支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イクラス1機器又はイクラス1支持構造物が、その使用される圧力、温度、水質、放射線、荷重等の条件に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ハクラス1機器(イクラス1機器を除く。)又はイクラス1支持構造物(クラス1管及びクラス1弁を支するものを除く。)を使用する材料にあつては、当該機器又は当該支持構造物の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>二クラス1機器又はクラス1支持構造物(栓及びボルトに限る。)に使用する材料にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>	<p>第9条(材料及び構造)</p> <p>1 第6号から第14号までの構造強度は、電気事業法第39条第1項に基盤持段階に適用される。</p> <p>2 第1号に規定する圧力等に対する適切な耐食性を含むことは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2001)及び「JMSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子力設備における応力腐食割れの抑制に対する考慮(NC-CC-002)」によること。(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2001)及び「JMSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子力設備における応力腐食割れの抑制に対する考慮(NC-CC-002)」に関する技術評議書(平成18年8月))</p> <p>3 第1項第1号口、ハ、第2号口、第3号口、第5号口の破壊じん性の規定において、板厚の薄い材料や高ニッケル合金等脆性破壊が問題となることが明白な材料については機械試験による確認に代えて寸法や材質に応じて機械試験等により確認する。</p> <p>非常用炉心冷却設備及び格納容器熱除去設備に係るストレーナーの材料及び構造について、第9条第2号及び第9号の規定を準用するとともに、「非常用炉心冷却設備及び格納容器熱除去設備に係る炉心装置の性能評価について(内規)(平成20-02-12 原院第5号)」に適合すること。</p> <p>5 第3号口の「工学的安全施設に属するクラス3機器」には非常にディザイナブル電機の冷却系が含まれる。</p> <p>(「安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評議書(平成17年12月)」)</p>	<p>第9条(材料及び構造)</p> <p>1 本条では告示第501号及び告示第452号を性能規格化し、また、解説では、これら告示に代わって活用できる民間規格(保守部会が技術評議会を行った技術的妥当性を確認したもの)を明確化している。</p> <p>2 第1号に規定する圧力等に対する適切な耐食性を含むことは、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2001)及び「JMSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子力設備における応力腐食割れの抑制に対する考慮(NC-CC-002)」によること。(日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2001)及び「JMSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子力設備における応力腐食割れの抑制に対する考慮(NC-CC-002)」に関する技術評議書(平成18年8月))</p> <p>3 解説の「構造段階」は適用される。とは、ここで規定される構造及び強度は供用開始後の経年劣化によっても、適用される規格を満たすことを要求したものである。</p> <p>4 解説は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2001)及び「JMSME S NC1-2005【事例規格】発電用原子力設備における応力腐食割れの抑制に対する考慮(NC-CC-002)」の技術評価が完了したことにより、平成18年8月25日付で改正している。</p> <p>また、解説で示されている要求事項は、トラブル事例の多い応力腐食割れ(SCC)に対し、材料選択において、耐応力腐食割れ性に一定の要求を求めるものである。SCCは、材料選定のみで、完全に防止できるものではなく、過去の経験などをとに、その原因とされると発生応力の低減、環境条件の改善についても考慮することを明確にしている。</p> <p>これに連携するものとして、米国Regulatory Guide(R.G.)1-1、「非金属性材料(保溫材、塗料、パッキン、テープ、洗浄剤等)は、SCCを助長し得る汚染物質を制限するよう管理が必要である。」との記載があり、水質管理のならず、機器への付着物によりSCCが発生する可能性に対して、対応を払うことが重要であるとしている。</p> <p>R.G.1.36「オーステナイト系ステンレス鋼に対する非金属性保温材オーステナイト系ステンレス鋼機器に使用する非金属性保温材の選定と使用について」SCCの要因となる保温材に含まれる汚染物質を最小限にすることを規定する。</p> <p>R.G.1.37「軽水炉の流体系・付着物の洗浄に対する品質保証要件」で入念に、機器の洗浄と機器に使用する洗浄剤の選定と使用について、SGOQを制定しないように洗浄剤に含まれる化学有物の種類と範囲について規定する。</p> <p>R.G.2.02「軽水炉機器・部品・材料の細包、輸送、受入及び取扱いに関する品質保証要件」オーステナイト系ステンレス鋼機器に使用する細包材(テープ等)の選定と使用について、SCCの要因となるないように細包材(テープ等)等に含まれる化学有物の使用範囲について規定する。</p> <p>R.G.2.03「軽水炉における保護塗装の品質保証要件」オーステナイト系ステンレス鋼機器に使用する塗装材の選定と使用について、SCCの要因となる化学有物の使用範囲等について規定する。</p> <p>5 解説に規定される「板厚の薄い材料や高ニッケル合金等」については、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JMSME S NC1-2005)の「破壊弱性試験不要となる材料の規定」において明確化されている。</p> <p>6 第1項第1号及びロの規定では、クラス1容器の原子炉圧力容器炉心領域材料は、運転期間中に中性子の照射を受けたから中性子照射脆化的影響を考慮して評価することを踏まえ、放射線の使用条件において適切な機械的強度及び化学的成分、適切な破壊じん性を有することを要求している。</p> <p>7 第1号ハにクラス1管及びクラス1弁を支持するクラス1支持構造物を除外する理由は、弁は管に接続されている関係上、単体を支持せずに管全体を支持するのが一般的であって、しかもその管の半数以上の支持装置によらず支持されているので、そのうちの1つが脱して管及び弁の健全性に悪影響を及ぼすことはないと考え方がよったのである。</p> <p>8 解説は、平成20-02-12 原院第5号「非常用炉心冷却設備は格納容器熱除去設備に係る技術的性能評価等について(内規)(平成20-02-12 原院第5号)」が改正されたことに伴い、同日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解説についての改正について(平成20-02-27 原院第1号)」により改訂している。</p> <p>9 解説に規定する内燃機関(非常用炉心冷却設備の附属設備に属する容器及び管)については、第34条の解説と、第9条、第10条及び第11条の規定適用が要されている。</p> <p>10 無断5は、日本電気協会「発電用原子力設備工学的安全施設及びその関連施設の構造を定める規格」(JC4605-2004)において、非常用炉心冷却設備の冷却系の「工学的安全施設」に含まれることが明確でないところと追加したのである。</p> <p>11 第6号口に規定する「長期の耐久性を有すること」については、供用期間中にコンクリート部に有害な塩害若しくは鉄筋腐食による圧縮強度の低下をおさないと求められたものであり、コンクリートの材料選定段階において、含有される塩化物等不純物量を制限する方法がある。</p>	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の材料)	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原	9	二	<p>二 クラス2機器及びクラス2支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イクラス2機器又はクラス2支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス2機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ハクラス2機器に属する製品にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>						
原	9	三	<p>三 クラス3機器に使用する材料は、次によること。</p> <p>イクラス3機器又はクラス3支持構造物が、その使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ クラス3機器に使用する材料にあつては、当該機器の最低使用温度に対して適切な破壊じん性を有することを機械試験等により確認したものであること。</p> <p>ハクラス3機器に属する製品にあつては、有害な欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p>						
原	9	四	<p>四 クラス4管に使用する材料は、当該管が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>						
原	9	五	<p>五 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く。以下この号において同じ。)及び原子炉格納容器支持構造物に使用する材料は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器又は原子炉格納容器支持構造物が、その使用される圧力、温度、湿度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p>						
原	9	六	<p>六 コンクリート製原子炉格納容器のコンクリート部及び鋼製内張り部に使用する材料は、次によること。</p> <p>イコンクリートにあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な圧縮強度を有すること。</p> <p>ロコンクリートにあつては、有害な膨張及び鉄筋腐食を起こさないよう長期の耐久性を有すること。</p> <p>ハコンクリート部にて使用する鉄筋並びに緊結材及び定着具(以下「鉄筋等」という。)にあつては、当該原子炉格納容器が使用される圧力、温度、荷重等の条件に対して適切な機械的強度、化学生分解能及び形状保持能を有すること。</p> <p>ニ鋼製内張り部に使用する材料にあつては、前号及びロの規定に準ずること。</p>						
原	9	七	<p>セ ハ炉心支持構造物に使用する材料は、第1号イ、ハ及びニの規定に準ずること。</p>						

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	の	項	号							
原	9	八		<p>八 クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。 イクラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」という。)において、全般的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、全般的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ハ クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管(クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅲにおいて、全般的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りではない)。</p> <p>二 クラス1容器(オメガシール等を除く)、クラス1管(弁箱)、クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅳにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。</p> <p>ホ クラス1容器(ボルト、オメガシール等を除く)にあつては、試験状態において、全般的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りでない。</p> <p>ヘ クラス1容器(ボルト等を除く)、クラス1管(弁箱)に限る)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形が生じないこと。</p> <p>ト クラス1容器、クラス1管(弁箱)に限る)、及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>チ クラス1容器(鋼板等に限る)にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳ並びに試験状態において、座屈が生じないこと。</p> <p>リ クラス1管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>ヌ クラス1支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>ル、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト及びトにかかわらず、クラス1支持構造物であつて、クラス1容器に溶接により取り付けられ、その損壊により、クラス1容器の損壊を生みさせるおそれのあるものにあつては、クラス1容器の規定に準ずること。</p>	<p>6 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ及び第12号の「全般的な変形を弾性域に抑えること。」とは、構造上の全般的な変形を弾性域に抑えることに加え、材料の引張り強さに対する十分な構造強度を有することをいう。</p> <p>7 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解析により以下を確認することとする。</p> <p>(1) イ及びロの「全般的な変形を弾性域に抑えること。」は一般部に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。</p> <p>(2) ハの「全般的な塑性変形が生じないこと。ただし、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りではない。」とは、応力が集中する箇所である「構造上の不連続部」ののみ一時的な荷重による塑性変形を許容するが、構造体の機能低下に至るような塑性変形は許容しないこと。</p> <p>(3) ニの「延性破断に至る塑性変形が生じないこと。」とは、箇所の限定なし塑性変形が生じることを許容するが、構造体の著しい機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。</p> <p>8 第6号ホ及ハの「トルト等」とは、ボルト及びナットをいう。ハからホの「オメガシール等」とは、オメガシール及びキャビーシールをいう。</p> <p>9 第6号への「進行性変形」とは、内応力などによる一定の応力(一次応力)が加わった状態で、熱応力等(二次応力)による変形(ひずみ)が彈性的挙動を示す領域を超えて現れる場合に、その変形(ひずみ)が一方的に蓄積されるもので、進行性変形が生じないこと。とは、その二次応力による変形(ひずみ)を彈性的挙動を示す範囲内に抑えること。</p> <p>10 第8号テの「等」とは外側から圧力を受ける円筒形若しくは管状のものという。</p> <p>11 第1号から5号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に「日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって(別記4)」の要件を付したものによること。(設計・建設規格2007技術評価書)</p>	<p>12 駆駆6、駆駆7及び駆駆9は具体的には「日本機械学会「設計・建設規格」の適用に当たって(別記4)」の要件によること。</p> <p>13 駆駆8のオメガシール、キャビーシールとは剛性の大きい部品を溶接で接合し、機器密閉性を保たせることを目的としているもので、駆駆9に示すように両端が剛性が大きい部品により拘束され、急速な圧力、機械的荷重を直接に受けないように設計されたものという。</p> <p>14 駆駆10に該当する具体例としては以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 蒸気発生器伝熱管(PWR) - 制御輪駆動機構のスタブチューブ(BWR) - 加圧器ヒーターシース(PWR) 	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原	9	九		<p>九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス2機器に属する伸縮綫手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ クラス2管(伸縮綫手を除く)にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ニ クラス2容器及びクラス2管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>ホ クラス2支持構造物であつて、クラス2機器に溶接により取り付けられ、その損壊によりクラス2機器に損壊を生じせるおそれのあるものにあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。</p>	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	9	十		<p>十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ クラス3機器に属する伸縮綫手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p>	材料及び構造(クラス3機器の構造・強度)	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	9	十一		<p>十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。</p>	材料及び構造(クラス4管の構造・強度)	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	9	十二		<p>十二 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く)及び原子炉格納容器支持構造物の構造及び強度は、次によること。</p> <p>イ 原子炉格納容器(口に掲げる部分を除く)にあつては、設計上定める条件において、全般的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分にあつては、第8号イ、ハ、ニ及びホのクラス1容器の規定を準用する。</p> <p>ハ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、第8号ロ、ハ及びニのクラス1支持構造物の規定を準用する。</p> <p>二 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。</p> <p>ホ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ヘ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分並びに原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ及び運転状態Ⅱにおいて、延性破断が生じないこと。</p> <p>ト 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件並びに運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p> <p>チ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態Ⅰ、運転状態Ⅱ、運転状態Ⅲ及び運転状態Ⅳにおいて、座屈が生じないこと。</p>	材料及び構造(PCV(コンクリート除く)・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原 10	1	一		第10条 安全弁等には、次の各号により安全弁又は逃がし弁(「安全弁等」という。以下この条において同じ。)を設けなければならない。 一 安全弁等は、確実に作動する機構を有すること。	第10条(安全弁等) 1 第10条において規定した「安全弁等」とは、安全弁(蒸気又は他の力又は液体で使用されるもの)及び逃がし弁(水又は他の液体用に使用されるもの)をいふ。 2 第10条で規定する安全弁等は、日本機械学会「設計・建設規格」(JSME S NC1-2001)及び「JSME S NC1-2005【事例規格】過圧防護に関する規定」(NO-CC-001)の技術評価が完了したことにより、平成18年8月25日付けて改正している。	第10条(安全弁等) 1 解説は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001)及び「JSME S NC1-2005【事例規格】過圧防護に関する規定」(NO-CC-001)の技術評価が完了したことにより、平成18年8月25日付けて改正している。 2 平成15年9月改正の省令第10条の条文もしくは解説に以下の記載がある。 ① 安全弁等には、次のうち種類のものがある。 ①(1)はね安全弁(円筒形コイルばねによる直動式の安全弁) ②(2)はね逃がし弁(流体圧力によって生ずる推力を直接その弁体に受け、同推力に対する抗力としてねを使用的るもので、流体圧力の推力により自動的に開弁し、かつ、急閉又はバッフル動作を行なうをいふ。なお、はね安全弁には、非平衡型及び平衡型のはね安全弁がある。 ③(3)半平衡型はね安全弁又は平衡型はね逃がし弁 ④(4)半平衡型はね安全弁又は非平衡型はね逃がし弁 ⑤(5)はね安全弁又ははね逃がし弁には、さらに次のような附属装置を設けるものがある。 イ 情報装置付きのもの (ばね安全弁又ははね逃がし弁の機能の他に吹出し圧力を下げる圧力で遮断する機能(從来逃がし弁機能等いわゆる機能)を補助機構として持っているものをいふ)。 ロ 漏れ防止装置付きのもの (ばね安全弁又ははね逃がし弁の機能の他に、常時ははね抗力に付加する空気圧等の圧力を漏れの防止を図り、所定の吹出し圧力を到達する前にはこの付加圧力を自動的に取り除くための機構が設置されたり、更にこの付加抗力をそのまま維持されても、最高使用圧力の1.1倍の圧力を超えない吹き出しあル容量を放出できるものをいふ)。 ⑥ 安全弁等の取り下り口を吹出し圧力の1.1倍以下と規定しているが、低圧(吹出し圧力の3kPa以下)用の安全弁では吹下り圧力が圧力計の測定誤差範囲内になる場合がある。このような場合は吹下り圧力は、日本工業規格JIS B 8210(1994)「蒸気用及びガス用はね安全弁」の「4.3の(1)」に示すことができる。 ⑦ 「確実に作動する機構を有すること」とは、円筒形コイルばねによる直動式である。 (第1項第1号に対応) ⑧ 原子炉容器(加圧器がある場合は、加圧器)及び蒸気発生器に設ける安全弁等を有する管は、必ず弁体を鉛直にし、弁体、弁座、ばね、その他の荷重が弁体シント面(鉛直にかかる)に沿ってシート面の耐漏えい性を確保するもの等がある。 (第1項第2号に対応) ⑨ 原子炉容器(加圧器がある場合は、加圧器)及び蒸気発生器に設ける安全弁等を有する管は、当該容器又は当該容器に接続される配管に設けることとする。 たとえば、沸騰水型原子炉(以下「BWR」という。)の主蒸気配管に安全弁等を設ける場合には、原子炉容器の適当な箇所に設けていると解釈される。 (第1項第5号及び第6号に對応) ⑩ (1)はね逃がし弁に対して、「吹き出し圧力を下回った後に速やかに吹き止まる」とを規定しない。理由は、次のとおりである。 ①(1)はね逃がし弁ははね安全弁と比較して急閉開動作することがなく、圧力の降下時に流れる液体が急速に打ち切られることがないから逃がし弁は、吹止り時に流れる液体が急速に打ち切られることがないから逃がし弁の吹下り圧力を規定することは困難である。 ②(2)はね逃がし弁は、排出エネルギーが小さく、吹下り圧力を規定しなくとも安全上支障はない。 ③(3)はね逃がし弁は、取り扱う液体が非圧縮性であることから、吹出し時の圧力降下が激しく、かつ、大きくなる。このため、圧縮性ガス体を取り扱うばね安全弁と同程度の吹下り圧力を規定することはできない。 ④(4)はね逃がし弁については、徐閉開機能を持たせることにより、弁作動時の水擊現象を避けることができる。一方で逃がし弁の吹下り圧力を規定することは困難である。 (第1項第7号に対応) ⑤ 「内部に過圧が生ずるおそれのあるもの」にあつては、第6号並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。	安全弁等 確実に作動する機構	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	1	二		二 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。	二 安全弁等の弁軸は、弁座面からの漏えいを適切に防止できる構造であること。	安全弁等 弁軸の弁座面からの漏えい防止構造	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 10	1	三		三 安全弁等の材料は、次によること。 イ クラス1蒸気及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第1条第1号の規定に準ずること。 ロ クラス2蒸気及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第9条の規定に準ずること。	三 安全弁等の材料は、次によること。 イ クラス1蒸気及びクラス1管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第1条第1号の規定に準ずること。 ロ クラス2蒸気及びクラス2管に取り付けられる安全弁等の材料にあつては、第9条の規定に準ずること。	安全弁等 材料	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	四		四 情報装置付きのものにあつては、当該補助動作装置が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。	四 情報装置付きのものにあつては、当該補助動作装置が故障しても所要の吹き出し容量が得られる構造であること。	安全弁等 補助装置故障時に所定吹き出し容量が確保できる構造	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	五	イ	五 原子炉圧力容器(加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。)にあつては、次によること。 イ 背圧の影響によりその作動に支障を生ずると予想するためベローズ付き安全弁等(第7号においてベローズ付き安全弁)と呼ぶべきを適当な箇所に2個以上設けること。	五 原子炉圧力容器(加圧器がある場合は、加圧器。以下この号において同じ。)にあつては、次によること。 イ 背圧の影響によりその作動に支障を生ずると予想するためベローズ付き安全弁等(第7号においてベローズ付き安全弁)と呼ぶべきを適当な箇所に2個以上設けること。	安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の設置個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	五	ロ	ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上であることをただし、安全弁以外の過圧防止効果を有する装置を設けるものにあつては、当該装置の過圧防止能力に相当する値を減らすことができる。	ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該原子炉圧力容器の過圧防止に必要な容量以上であることを。	安全弁等 原子炉圧力容器の安全弁の容量	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 10	1	六	イ	六 蒸気発生器にあつては、次によること。 イ 安全弁を適当な箇所に2箇以上設けること。	六 蒸気発生器にあつては、次によること。 イ 安全弁を適当な箇所に2箇以上設けること。	安全弁等 蒸気発生器の安全弁の個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	六	ロ	ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であることを。	ロ 安全弁の容量の合計は、当該安全弁の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、当該蒸気発生器の過圧防止に必要な容量以上であることを。	安全弁等 蒸気発生器の安全弁無し	機器機能	—	対象設備無し	
原 10	1	六	ハ	ハ 安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。	ハ 安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。	安全弁等 蒸気発生器の安全弁の吹き止まり	機器機能	—	対象設備無し	
原 10	1	七	イ	七 減圧弁を有する管にあつては、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次によること。 イ クラス1管にあつては、ベローズ付き安全弁を減圧弁の低圧側にこれに接近して2箇以上設けること。	七 減圧弁を有する管にあつては、低圧側の部分又はこれに接続する機器が高圧側の圧力に耐えるように設計されていないものにあつては、次によること。 イ クラス1管にあつては、ベローズ付き安全弁を減圧弁の低圧側にこれに接近して2箇以上設けること。	安全弁等 減圧弁を有する管	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	七	ロ	ロ ロイに接続する管以外の管にあつては、安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して2箇以上設けること。	ロ ロイに接続する管以外の管にあつては、安全弁等を減圧弁の低圧側にこれに接近して2箇以上設けること。	安全弁等 減圧弁を有する管	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	1	七	ハ	ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したときの管の低圧側の部分及びこれに接続する機器の過圧防止に必要な容量以上であることを。	ハ 安全弁等の容量の合計は、当該安全弁等の吹出し圧力と設置個数とを適切に組み合わせることにより、減圧弁が全開したときの管の低圧側の部分及びこれに接続する機器の過圧防止に必要な容量以上であることを。	安全弁等 減圧弁を有する管	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 10	1	七	ニ	ニ 安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。	ニ 安全弁は、吹出し圧力を下回った後に、速やかに吹き止まること。	安全弁等 減圧弁を有する管	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 10	1	八		八 原子炉施設に属する機器(第5号、第6号及び第3項に掲げるものの補助ボンバー及び原子炉格納容器を除く。)又は管(前号に掲げるものを除く。)であつて、内部に過圧が生ずるおそれのあるものにあつては、第6号並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。	八 原子炉施設に属する機器(第5号、第6号及び第3項に掲げるものの補助ボンバー及び原子炉格納容器を除く。)又は管(前号に掲げるものを除く。)であつて、内部に過圧が生ずるおそれのあるものにあつては、第6号並びに前号イ、ロ及びニの規定に準じて安全弁等を適当な箇所に設けること。	安全弁等 原子炉施設に属する機器の安全弁等	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 10	2	一		2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次の各号によらなければならない。 一 安全弁等の入口側に設ける場合は、次によること。 イ 破壊板の吹出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。 ロ 破壊板の破壊により安全弁等の機能に支障を及ぼさないようにすること。	2 前項の場合において、安全弁等の入口側又は出口側に破壊板を設ける場合は、次の各号によらなければならない。 一 安全弁等の入口側に設ける場合は、次によること。 イ 破壊板の吹出し圧力は、当該容器の最高使用圧力以下の圧力であること。 ロ 破壊板の破壊により安全弁等の機能に支障を及ぼさないようにすること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹出し圧力及び破壊時の安全弁機能支障防止	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 10	2	二		二 安全弁等の出口側に設ける場合は、次によること。 イ 破壊板は、安全弁等の作動を妨げないように低圧で破壊するものであること。 ロ 破壊板の吹出し圧力は、流体が排出する場合の通過面積が安全弁等の出口の面積以上となるものであること。 三 破壊板の破壊により吹出し管の機能に支障を及ぼさないようにすること。	二 安全弁等の出口側に設ける場合は、次によること。 イ 破壊板は、安全弁等の作動を妨げないように低圧で破壊するものであること。 ロ 破壊板の吹出し圧力は、流体が排出する場合の通過面積が安全弁等の出口の面積以上となるものであること。 三 破壊板の破壊により吹出し管の機能に支障を及ぼさないようにすること。	安全弁等 破壊板を設ける場合の破壊板の吹出し圧力及び破壊時の機能損傷防止	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原 10	3	3	一	3 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により破壊板を設けなければならない。 一 気圧と投射距離をと適切に組み合わせることにより、当該容器の過圧防止に必要な容量以上となるように、適當な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二		二 容器と破壊板との連絡管の断面積は、破壊板の断面積以上であること。			安全弁等 破壊板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの連絡管の断面積	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	4			4 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉起動させるとき及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。			安全弁等 安全弁等又は破壊板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全開確認装置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	5	一 ／ 二 ／ 三		5 原子炉施設に属する容器又は管であつて、内部に大気圧未満となることにより外面に設置上定める圧力を超える力を受けるおそれのあるものには、次の各号により過圧防止に必要な容量以上となるように真空破壊弁を設けなければならない。 一 真空破壊弁の場合は、次によること。 イ クラス1容器及びクラス1管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第9条第1号の規定に準ずること。 ロ 原子炉格納容器、クラス2容器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第9条第2号の規定に準ずること。 二 原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適當な箇所に2個以上設けること。 三 前号に掲げる容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適當な箇所に1個以上設けること。			安全弁等 真空破壊弁の材料、個数	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	6			6 原子炉施設は、安全弁、逃がし弁、破壊弁又は真空破壊弁から放出される液体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができることを確認しなければならない。			安全弁等 放出される液体放射性物質の安全処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 11	1	一		第11条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器は、次の各号による圧力で耐圧試験を行つとき、これに耐え、かつ、審い漏えいがないものでなければならぬ。ただし、気圧により試験を行ふ場合であつて、当該圧力を耐えようと確認せしむる場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあつては、島高使用圧力の0.9倍)までに減じて審い漏えいがないことを確認することができる。 一 内圧を受ける機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超え、かつ、機器に生じる全体的な変形が弾性域の範囲内となる圧力をとする。ただし、クラス1機器、クラス2管又はクラス3管であつて原子炉圧力隔壁器と一緒に耐圧試験を行う場合は、燃料装荷までの間に試験を行つた後においては、通常運転時の圧力を超える圧力をとることができるものである。	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の規定に適合する耐圧試験は、「設計・建設規格 2005(2007)」の第11章に適合すること。(設計・建設規格 2007技術評価書) 2 第2項の「漏えい試験」は、日本機械学会「維持規格」(JSME S NA1-2002又はJSME S NA1-2004)によること。 (日本機械学会「維持規格 (JSME S NA1-2004)」(2004年版)の技術評価書(平成19年5月)) 3 第3項に規定する「密閉試験を行つたとき、審い漏えいがない」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)に以下のような要件を付したものによる。 (a) 原子炉格納容器全体漏えい率試験(A種試験) A種試験の結果の判定に当たっては、全体漏えい率に、個々の隔壁弁に対する適切な隔壁を想定し、健全に機能することが期待される隔壁弁からの漏えい量(以下「個別想定漏えい量」という)を考慮し、判定基準以内であることを確認すること。 なお、隔壁弁の個別想定漏えい量は、以下の手順により求めること。 ①隔壁弁の自動閉止機能の单一故障で閉止しない隔壁弁の個数を設定する。 ②事故時に自動的に閉止となる隔壁弁であつて、原子炉格納容器局部漏えい率試験(C種試験)の対象となるものの漏えい量、定期検査時にA種試験の実施前に測定する。 ③隔壁弁の個数(①)と測定した漏えい量(②)を用いて、個別想定漏えい量を求める。また、個別想定漏えい量を求めない場合には、事故時に自動的に閉止する隔壁弁の閉鎖方法として、内側隔壁弁を開封し、外側隔壁弁を開封することによりA種試験を実施すること。 (b) PWRプラントにおけるA種試験 定期事業者検査で原子炉格納容器漏えい率試験を低圧試験で行う場合に、使用前検査等で事前に設計圧力試験と低圧試験を同一時期に行い、両者の関係が日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)の解説2-10に示す関係を満たすことを確認すること。なお、この規定は平成18年9月1日以降に供用を開始するプラントに適用する。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)に関する技術評価書(平成18年4月))	第11条(耐圧試験等) 1 第11条は、供用開始前後ににおける耐圧・漏えいに係わる要求事項及びその検証方法を定めるものである。 2 第1項の「原子炉施設に属する補助ボルトを除く容器、管、主要ポンプ及び主要弁の耐圧試験について定めたものである。 3 第1項の「たゞ」は、気圧による耐圧試験で試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1)耐圧試験は、設計で期待している圧力を十分な余裕をもつて有しているかどうかを確認することを目的としたため、最高使用圧力を上回る圧力をかけることによって意味がある。耐圧試験のうち漏えい試験では圧力の確認をした後の小さな貫通欠陥がないことを目視によって確認することを目的としていると考えられるため、必ずしも最高使用圧力を上回る程の高い圧力をかける必要はない考えられる。 (2)また、漏えい試験では、耐圧部に接近して目視を行ふことを伴うため、耐圧部の万が一の破損による人身の傷害を生じる事故の危険をできるだけ少なくて済む配慮が必要となる。特に気圧による漏えい試験等には、この種の考慮を十分に払う必要がある。 したがって、気圧による漏えい試験では、最高使用圧力(原子炉格納容器にあっては、最高使用圧力の0.9倍)まで上げることが適切であり、これによっても漏えい試験本来の目的が損なわれることはない。なお、気体による耐圧試験を行うもの代表例としては、原子炉格納容器、計装用压缩空氣配管等がある。 4 解説は、日本機械学会「維持規格」(JSME S NA1-2004)の技術評価が完了したことにより、平成19年11月1日付けで改正している。 5 第4項は、原子炉格納容器の放射性物質の外部への漏えいに対する最終障壁であることから国際安全審査において安全評価された漏えい率が実際には確保されているかどうかを確認試験によることを規定している。 6 第5項は、原子炉格納容器の気密試験(漏えい率試験)について定めたものである。本項における最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧とは、旧省令による以下の規定と同等仕様要求である。 ①発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)の「設計圧力」の定義に基づく設計圧力の0.9倍に等しい気圧。 ②発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(昭和55年9月3日通商産業省令第62号)の「設計圧力」の定義に基づく設計圧力に等しい気圧。 ③発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令(昭和55年10月30日通商産業省令第57号)の「最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧」。 7 解説は、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規定」(JEAC4203-2004)の技術評価が完了したことにより、平成18年8月25日付けで改正している。 8 補足について。 (a) 原子炉格納容器全面漏えい率試験(A種試験) ①でいう隔壁弁の個数を設定する。これは、隔壁弁単独の機械的な故障、又は、当該プラントの隔壁弁のうち同一の駆動電源系統または隔壁弁指向トリニティ(又は、チャンネル)にかかるものについて、電源又は信号ドレイン(又は、チャンネル)の单一故障により閉止しなくなる隔壁弁の個数の抽出からして設定することをいう。 ③で求めた総漏えい量については、①で抽出された弁の組み合わせ、および自動的に閉止する弁単独の機械的故障を勘案した場合に、何れか最も多くなるものについて算出するものとする。 (b) PWRプラントにおけるA種試験 PWRプラントにおけるA種試験の低圧試験での実施について、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)に係る技術評価書では、日本電気協会に対する今後の検討課題として、次回の規程改訂時において、設計圧力試験と低圧試験との相關関係に対する経年変化の影響を確認する方法及び設計圧力における漏えい率の経年変化を確認する方法について、定期的な設計圧力試験と低圧試験の実施の必要性を含めて検討することが望ましい」と記載している。 ここで、低圧試験の実施を足りるとしているのは、設計圧力試験と低圧試験の結果の相關関係が経年の変化することが現時点においては確認されていないためであり、今後、経年的な変化が生じていないことを確認する手法を確立する必要があるとの考え方による。 したがって、次回の規程改訂時までに日本電気協会内に経年変化等に対する十分な検討がなされ、その結果によつて、新たな追加要件が課されることがあり得ることを意味している。	耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとどめた
原 11	1	二		二 内部が大気圧未満になることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内圧との最大の差を上回る圧力とすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内面から加えることができる。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとどめた
原 11	2			2 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時における圧力で漏えい試験を行つとき、審い漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をそのとどめた
原 11	3			3 原子炉格納容器は、最高使用圧力の0.9倍に等しい気圧で気密試験を行つとき、審い漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 原子炉格納容器の気密試験の方法	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原 12				第12条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるもの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起さないようにするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備える材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の構造履歴を有するものであること。 二 監視試験片は、容器の使用開始後に取り出して試験を実施することにより、容器の材料の機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数であること。 三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受けける中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。	第12条(監視試験片) 1 第12条において「原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロンボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるもの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起さないようにするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備える材料は、中性子の照射領域にある容器の材料と同等の構造履歴を有するものであること。 二 監視試験片は、容器の使用開始後に取り出して試験を実施することにより、容器の材料の機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数であること。 三 監視試験片は、中性子の照射領域にある容器の材料が受けける中性子スペクトル、中性子照射量及び温度履歴の条件と同等の条件になるように配置すること。 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年10月30日公布)適用プラットフォームに付した告示第105条の規定 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和49年9月3日公布)適用プラットフォームに付した告示第75条の規定 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準の細目を定める告示(昭和40年5月15日公布)」	第12条(監視試験片) 1 第12条に定める監視試験片の設置目的は、それを用いた試験結果を受けた運転条件と制限等によって、原子炉圧力容器が脆性破壊を引き起さないようにすることである。この運転条件の制限については、「発電用原子力設備に関する規則」(昭和53年12月28日通産業省告示第77号)に基づいて定められる保安規定期に規定される。 2 脆性破壊を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求において適切な破壊じん性を有すること、また、第9条の2において割裂等の欠陥を有する場合の脆性破壊に対する健全性を確認することを要求している。 3 第2号における「材料の機械的強度及び破壊じん性の変化を確認できる個数」とは、既設プラントについては、施設時に適用された以下の告示による監視試験片が設置されていること。 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年10月30日公布)適用プラットフォームに付した告示第105条の規定 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和49年9月3日公布)適用プラットフォームに付した告示第75条の規定 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準の細目を定める告示(昭和40年5月15日公布)」	監視試験片 監視試験片の材料、個数、配置	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 13	1			第13条 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物の材料は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起る最もきびしい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。	第13条(炉心等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針11 炉心設計 ・指針12 燃料設計	炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びならびにこれらを支持する構造物の材料	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 13	2			2 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重等に耐えるものでなければならない。		炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びならびにこれらを支持する構造物の強度	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 14	1			第14条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器には、これを防止するため熱遮へい材を施設しなければならない。	第14条(熱遮へい材) 1 第2項でいう「支障を及ぼすおそれがない」とは、遮へい材自身が発生する熱等による変形が原子炉圧力容器の内部構造物に過度の変形を及ぼすことのないように熱遮へい材の材料、構造、取付方法等を考慮すること。	熱遮へい材 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器の熱遮へい	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 14	2			2 前項の熱遮へい材は、熱遮へい材による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。	第14条(熱遮へい材) 1 第2項でいう「支障を及ぼすおそれがない」とは、遮へい材自身が発生する熱等による変形が原子炉圧力容器の内部構造物に過度の変形を及ぼすことのないように熱遮へい材の材料、構造、取付方法等を考慮すること。 【関連安全設計審査指針】 ・指針19 原子炉冷却材バウンダリの健全性 ・指針20 原子炉冷却材圧カバンダリの破壊防止	熱遮へい材 熱遮へい材による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないこと	構造健全性	—	対象設備無し	
原 15				第15条 一次冷却材は、通常運転における圧力、温度及び放射線によつて起る最もきびしい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	第15条(一次冷却材) 1 第15条の「必要な物理的及び化学的性質」は、核的性質と熱水力的性質に分けられ、核的性質は特に反応堆面積が絶対に維持のために適切であること、熱水力的性質については冷却能力が適切であること。また、「必要な物理的及び化学的性質を保つることのない性質である」とは、冷却材の種類を除くことのない性質であることを意味する。	一次冷却材 物理的及び化学的性質の保持	その他	—	運転管理、放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項	
原 16	—			第16条 原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。 原子炉圧力容器内において発生した熱を除去するために、熱を輸送することができる容量の一次冷却材を循環させる設備	第16条(循環設備等) 1 解説1は、安全設計審査指針「指針23(原子炉冷却材補給系)」の解説に対して、第3号の一次冷却材の減少を自動的に補給する設備として、BWRにおいて「給水系」に加え原子炉隔離時冷却材や制御棒駆動水圧系を含むことを明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 2 解説1は、「第5号の設備で原子炉停止時に機能するものと短時間の全交流電源喪失時に機能するものとを明確にするため、平成18年8月25日付けで改正している」。 3 第5号は、安全設計審査指針「第5号の残留熱を除去することができる設備」に対応して、第5号の残留熱を除去することができる設備に対して、短時間の全交流電源喪失時に残留熱を除去する設備として、BWRでは、原子炉隔離時冷却材又は隔離時供水系、PWRでは、補助給水系がある。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 4 解説4で規定する「短時間の全交流電源喪失時における機能確保は要求されない」とは、第6号の設備には第5号の設備により除去された熱を最終的な逃げし場へ輸送することを要求しているが、短時間の全交流電源喪失時には、第5号の設備により除去された残留熱を最終的な熱の逃げし場へ輸送する機能は要求されないとよい。例えば原子炉隔離時冷却材においては、短時間のサブフロントエンジニアーベースの蓄熱等の機能があることから、第5号の設備により除去された残留熱を最終的な熱の逃げし場へ輸送する機能は要求されない。 【関連安全設計審査指針】 1・指針23 原子炉冷却材補給系 2・指針24 残留熱を除去する系 3・指針26 最終的な熱の逃げし場へ熱を輸送する系統 4・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 5・指針47 潜在的問題	循環設備等 原子炉圧力容器内発生熱の輸送するための一次冷却材の循環	系統機能	総合負荷性能検査		
原 16	二			二 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備	循環設備等 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整	ターピンバイバス弁機能検査	系統機能	総合負荷性能検査		
原 16	三			三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備	循環設備等 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた一次冷却材の減少分の自動的補給	給水ポンプ機能検査	系統機能	原子炉隔離時冷却系機能検査		
原 16	四			四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	循環設備等 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ	原子炉隔離時冷却系機能検査	系統機能	計装用圧縮空気系機能検査		
原 16	五			五 原子炉停止時(短時間の全交流動力電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備	循環設備等 原子炉停止時(短時間の全交流動力電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる	原子炉隔離時冷却系機能検査	系統機能	総合負荷性能検査		
原 16	六			六 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃げし場へ輸送することができる設備	循環設備等 全号の除去された熱の最終的な熱の逃げし場への輸送	原子炉隔離時冷却系機能検査	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	項									
原	16	2	第16条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、一次冷却系統に係る施設の損壊等に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加等に耐えるように施設しなければならない。	第16条の2(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 1 第16条の2に規定する「一次冷却系統に係る施設の損壊等に伴う衝撃」とは、原子炉冷却材漏失事故に伴うシャットダウン等、安全弁等の開放に伴う荷重をさす。また、「炉心の反応度の変化による荷重の増加」とは、運転材の異常な過渡変化及び事故時における反応度が炉心に投射されるにより冷却材の圧力が増加することに伴う荷重の増加をさす。この場合において、浸水燃料の破裂に加え、ヘリウム・被覆管機械的相互作用が原因となる破損による衝撃圧力等に伴う荷重の増加を含む。 通常時開・事故時開でて、原子炉運転時にも短時間開となり事故時開になるおそれのある配管の弁・具体的には残存熱除去系配管の隔離弁)に対するは、日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ」、原子炉格納容器パウンダリの範囲を定める規程」(JEA/C4602-2004)の定義である「内側隔離弁までを原子炉冷却材圧力バウンダリとする」を適用するに当たって、以下の要件を満たすこと。 内側隔離弁からの漏えいを原因として原子炉冷却材の大量漏えいを防止するため、内側隔離弁から外側隔離弁が必要な耐震機能を有すること	第16条の2(原子炉冷却材圧力バウンダリ) 1 原子炉冷却材圧力バウンダリの要求事項は、安全設計審査指針19(原子炉冷却材圧力バウンダリ)との整合性を図る観点から、新たに追加したものである。 2 原子炉運転許可申請では、「炉心の反応度変化による荷重の増加」として、冷却材エントリの増加に伴う系圧力の増加以外に浸水燃料の破裂、ヘリウム・被覆管機械的相互作用の原因となる破損により発生する機器のエネルギーの影響評価もすることとしている。 なお、「発電用軽水型原子炉施設の反応度測定入事象における評価指針」及びその後の見直しを踏まえて改められた「発電用軽水型原子炉施設の反応度測定入事象における評価指針の取扱いについて」ではBWR、PWRにおける機械的エネルギーの影響評価が検討されており、衝撃圧力のうち機械的エネルギーの健全性が損なわれることはないとしている。また、報告書に示される条件を満足する場合は、個別の原子炉における機械的エネルギー発生についての検討適用を除外できるとされている。 【関連全般設計審査指針】 - 指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	原子炉冷却材圧力バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の一 次冷却系統に係る施設の損壊等に伴う衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加等への耐性	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	16	3	第16条の3 原子炉冷却材の流出を制限するために隔壁装置を施設しなければならない。	第16条の3(原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等) 1 第1項に規定する「原子炉冷却材の漏出」とは、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続する配管等が破損することによって原子炉冷却材が漏出することをい。 2 第2項に規定する「原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい位置を特定できない格納容器内の漏えい」とは、漏えい位置を特定できない格納容器内の漏えいに対応して、原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出装置に対応して、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい検出を規定している。 通常時開・事故時開でて、原子炉運転時にも短時間開となり事故時開になるおそれのある配管の弁・具体的には残存熱除去系配管の隔離弁)に対するは、日本電気協会「原子炉冷却材圧力バウンダリ」、原子炉格納容器パウンダリの範囲を定める規程」(JEA/C4602-2004)の定義である「内側隔離弁までを原子炉冷却材圧力バウンダリとする」を適用するに当たって、以下の要件を満たすこと。 内側隔離弁からの漏えいを原因として原子炉冷却材の大量漏えいを防止するため、低圧時のみ開となること。	第16条の3(原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等) 1 第1項は、安全設計審査指針 指針19「原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性」第2項に対応して、原子炉冷却材圧力バウンダリにおける隔離弁の配置要求を規定している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 2 第2項は、安全設計審査指針 指針21「原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出装置」に対応して、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい検出装置を規定している。 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいの様態は以下に分類される。 ①原子炉冷却材圧力バウンダリ内にポンプシールや弁ステムからの漏えいのうえ、漏えいがはじまるもしくは生じる可能性がある箇所にあらわしい配管系と接続し実際に処理されるようとしたの。これの漏えいは、配管系に設置された流量計、温度計や検出ターンの水位計等で管理され漏えいでいる。 ②蒸気発生器細管(原子炉冷却材圧力バウンダリの一部)から主蒸気設備への漏えい(PWRのよう、原子炉格納容器を開放気にには漏えいせず、原子炉冷却材圧力バウンダリに接続された系統内に漏えいするもの) ③上記①及び②以外の原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい、原子炉格納容器界隈内に漏えいするもの。 第2項に規定する漏えい検出装置は、上記のような漏えいに対する検出装置(上記①の漏えい検出装置)と(上記②の漏えい検出装置)と(上記③の漏えい検出装置)の3種類の漏えい検出装置を組合せたものとして、第20条(計測装置)第1項において、PWRの場合、一次冷却材中の放射性物質の濃度を測定する装置を規定している。また、BWRの場合、上記②に相当する装置は無い。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 3 第2項に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリに係わる配管・機器類からの原子炉冷却材の漏えいの検出方法の具体的事例は以下の通りである。 ・BWRにおいては漏えい検出装置が設置され、ドライウェルの廃液サンク水位・放射能濃度、ドライウェル内ガス冷却装置の凝縮水量を測定している。 ・PWRにおいては原子炉格納容器内放射性物質濃度、原子炉格納容器サンク水位上昇率及び原子炉格納容器内凝縮水量を測定している。 4 解説の低圧時には、外側隔離弁より外側の系統の最高使用圧力を低い圧力でいる。 【関連全般設計審査指針】 - 指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性 - 指針21 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい検出	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材の流出を制限するための隔離	機器機能 (系統機能)	主蒸気隔離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原	16	3	2 原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を施設しなければならない。	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えい検出	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材の流出を制限するための隔離	機器機能 (系統機能)	原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施		
原	16	3	2	第17条 原子力発電所には、非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。	第17条(非常用炉心冷却設備) 第1項第1号に規定する「燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することによる炉心冷却材の漏失又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものである。」 二 燃料被覆管と冷却材との反応により著しく多量の水素を生ずるものでないこと。	第17条(非常用炉心冷却設備) 1 解説(及び解説2)は、設置(変更)許可申請書添付書類10における評価条件(及び付書類1)に規定された仕様を満足することを確認すること定めたものである。(平成20年4月11日付)「原子炉安全規則一部改正規則(平成20年4月11日付)」による。 2 解説2は、平成20年2月27日付けて「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第5号)」が改正されたことに伴い、同日付けて発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令の解説についての改正について(平成20-02-23原院第1号)により改正している。 3 解説3は、平成20年2月27日付けて「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第5号)」が改正されたことに伴い、同日付けて発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令の解説についての改正について(平成20-02-23原院第1号)により改正している。 【関連全般設計審査指針】 - 指針6 環境条件に対する設置上の考慮 - 指針21 非常用炉心冷却材の漏えい	原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい等 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えい検出	機器機能 (系統機能)	総合負荷性能検査	
原	17	1	2 非常用炉心冷却設備は、次の機能を有するものでなければならない。 一 燃料被覆管の温度が燃料材の溶融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものであること。 二 燃料被覆管と冷却材との反応により著しく多量の水素を生ずるものでないこと。	第17条(非常用炉心冷却設備) 第2項第2号に規定する「著しく多量の水素を生ずるものでない」とは、前号の要求条件に基づく想定冷却材喪失事故等において発生する水素量を基準に規定する判断基準を満足することをい。具体的には、非常用炉心冷却設備の仕様が設置許可申請書添付書類1に規定された仕様を満足することを確認することをい。なお、第2項第1号に規定する試験及び添付書類1による評価条件と比較して非保守的な変更が無いかを確認すること。なお、PWRについては、蓄圧注入系の蓄圧タンクの保持圧力及び保有水頭に非保守的な変更がないことを確認すること。なお、第2項第2項に規定する試験及び添付書類1による評価条件と比較して非保守的な変更が無いかを確認すること。なお、第2項第3項に規定する試験及び添付書類1による評価条件と比較して非保守的な変更がないことを確認することをい。なお、第2項第4項に規定する試験及び添付書類1による評価条件と比較して非保守的な変更がないことを確認することをい。同添付書類1による評価条件と比較して非保守的な変更がないことを確認することをい。なお、第2項第5項に規定する「原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない」機器とは、「動的機器(ポンプ及び事故時に動作する弁等)」をい。	非常用炉心冷却設備 非常用炉心冷却設備の施設	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	17	2	2/-	3 非常用炉心冷却設備のポンプは、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下においても正常に機能する能力を有するものでなければならない。	非常用炉心冷却設備 原子炉隔離時冷却系機能検査	系統機能	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心注水系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能検査			
原	17	3	4	4 非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。	自動減圧系機能検査 原子炉格納容器漏えい率検査	系統機能	非常用炉心冷却設備 原子炉格納容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下での正常に機能する能力			
原	17	4		5 非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。	非常用炉心冷却設備 原子炉運転中の試験	その他	-	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号								
原 18				第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転において一次冷却系統外に排出する場合は、これを安全に処理する装置を設施しなければならない。	1 第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通常運転において一次冷却系統外に排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物処理設備に導く施設であること。	第18条(一次冷却材の排出) 1 解説: 1) 一次冷却材を放射性廃棄物処理設備へ安全に移送するための設備には、第16条第4号の設備、床ドレン(沸騰水型原子炉発電設備に限る)及び機器ドレン(弁のグランドリークを含む)の移送系やサンプ等がある。	一次冷却材の排出 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転において一次冷却系統外に排出する場合の安全に処理する装置の施設	系統機能	液体廃棄物処理系機能検査(6号機申請)	6号機の点検・評価計画書に従い実施	
原 19				第19条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備(接続箇所及び第28条及び第31条に規定するものを除く。)において同じ。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	第19条(逆止め弁) 1 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されるものを除く、第1条において同じ。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁を設けなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備、放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁の施設	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20	1	—		第20条 原子発電所には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、当該事項を間接的に測定する装置をもつて替えることができる。 1 炉心における中性子束密度	第20条(計測装置) 1 第20条における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(炉周期)が含まれる。 第11号の計測の場合は、「間接的に測定する装置をもつて替えることができる。」とは、排水路の出口又はこれに近接する箇所における放射性物質の濃度を直接測定することが技術的に困難な場合、排水路の上流における濃度を測定することを指す。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 2 第1項第6号は、安全設計審査指針5B(放射線業務従事者の放射線管理)に対するものと同様である。 3 第1項第7号はBWRにおいて、第9号はPWRに対して適用される。 4 第1項第11号における「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域」は、管理区域を規定する以下の3要素のうち外部放射線に係る要素のみが使用用原子力設備に関する放射線による線量率の技術基準(平成13年告示第188号)に規定されたものとするとする。 5 第3項に規定する「計測結果を表示し、かつ、記録することができる」とは、事故時の情報とを主とする放射線計測装置(発電用経水型原子炉炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会一部改訂)に定める放射線計測系の分類)及び2の計測装置)以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにかかることができる。	第20条(計測装置) 1 第1項第6号は、安全設計審査指針 指針47(計測制御系)の解説及び指針59(放射線監視)に対応して、事故時に測定が要求される格納容器内空気圧の圧力、温度、酸素濃度、放射性物質濃度及び線量当量率を明記している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 2 第1項第12号は、安全設計審査指針5B(放射線業務従事者の放射線管理)に対応して、放射線業務従事者を放射線から防護するために必要な場所及び燃料取扱場所の線量当量率を計測对象として明記している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 3 第1項第1号～第14号における計測装置の具体例は、次のとおりである	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 20	1	二		二 炉周期		計測装置 炉周期の計測装置	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 20	1	三		三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度		計測装置 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	機器機能(系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	—	—	
原 20	1	四		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	A. その場所における外部放射線に係る線量が別に告示する実効線量を超えるおそれがあるもの。 B. 空気中の放射性物質(空気又は水のうち)に自然に含まれているものを除く。)の濃度が別に告示する濃度を超えるおそれがあるもの。 C. 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるもの。 5 第3項に規定する「計測結果を表示し、かつ、記録することができる」とは、事故時の情報とを主とする放射線計測装置(発電用経水型原子炉炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会一部改訂)に定める放射線計測系の分類)及び2の計測装置)以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにかかることができる。	20条 BWR PWR 1～2号 原子炉核計装 3号 原子炉制御系 (制御棒位置表示) 4号 試料採取系(原子炉水導電率、原子炉水プローブ) 5号 原子炉プローブセス計装 (原子炉水位) 6号 格納容器内空気計装(格納容器内圧力・温度、格納容器内高レジニアリマニホールド) 7号 プロセスミタリング設備 (主蒸気管放射線モニタ・空気抽出器排ガス放射線モニタ) 8号 BWR対象なし 9～11号 プロセスモニタリング設備 (排気、排水等) 12号 イメモニタリング設備 (燃料取扱場所等) 13号 周辺モニタリング設備 (周辺監視区域接続地) 14号 気象観測設備	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	五		五 原子炉圧力容器(加圧器がある場合は、加圧器)内及び蒸気発生器内の水位		計測装置 原子炉圧力容器(加圧器がある場合は、加圧器)内及び蒸気発生器内の水位の計測装置の施設	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	六		六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率		計測装置 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	七		七 主蒸気管及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度		計測装置 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	八		八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度		計測装置 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	機器機能	—	対象設備無し	—	
原 20	1	九		九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度		計測装置 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	十		十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度		計測装置 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	十一		十一 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが第2条第9号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれのある場所を除いた場所をいう。以下同じ。)内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度		計測装置 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をいう。)の線量当量率	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	—	
原 20	1	十二		十二 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をいう。)の線量当量率		計測装置 管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をいう。)の線量当量率	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	—	
原 20	1	十三		十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度		計測装置 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	機器機能(系統機能)	総合負荷性能検査	—	—	
原 20	1	十四		十四 原子力発電所における風向及び風速		計測装置 原子力発電所における風向及び風速	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)される事項	—	
原 20	2			2 前項第6号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置にあつては、多重性及び独立性を有しなければならない。		計測装置 前項第6号に掲げる装置であつて線量当量率を計測する装置の多重性及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	—	
原 20	3			3 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものでなければならぬ。		計測装置 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置の計測結果の表示、記録	機器機能(系統機能)	制御棒駆動機構機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	—	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考												
条	項																			
原 21	1	第21条 原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合、前条第9号の放射性廃棄物の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合又は液体状の放射性廃棄物(気体状のものも除く。以下同様と記載。)車上昇する設置から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置を設置しなければならない。	第1項に規定する「警報する装置」とは、表示ランプ点灯だけでなく同時にブザー鳴動等を行うこと。 第1項における警報すべきそれぞれの場合に對しては、少なくとも以下のものが設置されていること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 21 条</th> <th>BWR</th> <th>PWR</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合</td> <td>原子炉水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉建屋放射能高 主蒸気管放射能高 排気筒放射能高</td> <td>加圧器水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉格納容器内放射能高 復水器排気放射能高 排気筒放射能高</td> </tr> <tr> <td>第2.0条第9号の放射性物質の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合</td> <td>エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高</td> <td>エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高</td> </tr> <tr> <td>液体状の放射性廃棄物(気体状のものも除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合</td> <td>機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位</td> <td>機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位</td> </tr> </tbody> </table>	第 21 条	BWR	PWR	その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合	原子炉水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉建屋放射能高 主蒸気管放射能高 排気筒放射能高	加圧器水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉格納容器内放射能高 復水器排気放射能高 排気筒放射能高	第2.0条第9号の放射性物質の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合	エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高	エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高	液体状の放射性廃棄物(気体状のものも除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	第21条(警報装置等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針45 通信連絡設備に関する設計上の考慮	警報装置等 機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合、前条第9号の放射性廃棄物の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合又は液体状の放射性廃棄物の過渡時の機能、貯蔵設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置の施設	原子炉保護系インターロック機能検査	機器機能(系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
第 21 条	BWR	PWR																		
その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが生じた場合	原子炉水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉建屋放射能高 主蒸気管放射能高 排気筒放射能高	加圧器水位低又は高 原子炉圧力高 中性子束高 原子炉格納容器内放射能高 復水器排気放射能高 排気筒放射能高																		
第2.0条第9号の放射性物質の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合	エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高	エリア放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高																		
液体状の放射性廃棄物(気体状のものも除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じた場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位																		
原 21	2	2 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を設置しなければならない。	第2.0条第9号の放射性物質の濃度をしくは同条第12号及び第13号の絶量当量率が車上昇した場合	警報装置等 原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物の処理設備、貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置の施設	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 21	3	3 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に對し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を設置しなければならない。	3 第1項に規定する「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体にスラグ等の固体が混入している状態のものをいう。 4 第1項に規定する「放射性廃棄物を漏えいするおそれが生じた場合にこれらを確実に檢出すること」は、床下の漏えいやそのおそれ、数値程度の微量漏れを除く。(単量は漏れることあるよ。)が、及び弁からのシールド、タップ、タップ等による運転部屋から逃脱が生じた場合、タップ又はサンプルの水位の異常変化を検出すること。 5 第2項における表示すべき動作状態の範囲は、ポンプの運転停止状態、弁の開閉、閉状態等を、表示方法としては表示ランプの点滅をいう。 6 第3項に規定する「適切な通信連絡設備を設置しなければならない」とは、原子力発電所における一次冷却材喪失事故等が発生した場合、人が立ち入り可能な場所の原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人の中に尖制御室から操作、作業、退避の指示、連絡ができる設備を設置すること。	警報装置等 一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に對し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備の施設	その他	－	日常的な点検で機能が確認される事項													
原 22	—	第22条 原子力発電所には、安全保護装置を次の各号により設置しなければならない。 1 一 運転時の異常な過渡変化が生じる場合又は地震の発生等により原子炉の支障が生じる場合において、原子炉停止系統及び工学的安全施設と併せて機能することにより燃料容積損傷限界を超えないようできるものであること。	第22条(安全保護装置) 1 第1号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化的評価の条件に「非保守的な変更がないことを確認すること」。 2 第3号に規定する「独立性を有すること」とは、チャンネル間の距離、パリア、電気的隔壁装置等により、相互を分離することをいう。 3 デジタル安全保護系の適用に当たっては、「デジタル安全保護系を適用するに当たっての要求事項(別記7)」によること。	安全保護装置 運転時の異常な過渡変化が生じる場合等での原子炉停止系統及び工学的安全施設の機能による燃料容積損傷限界の維持	制御棒駆動系機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心注水系、低圧注水系、原子炉停機冷却系機能検査 原子炉隔離時冷却系機能検査 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 主蒸気隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能(系統機能)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施													
原 22	二	二 系統を構成する機械器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。	R.G. 1.169(Rev.1) 原子力発電所の安全系の動力、計測及び操作部分の基準	安全保護装置 系系統を構成する機械器具又はチャンネルの安全保護機能の維持のための多重性	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 22	三	三 系統を構成するチャンネルは、相互を分離し、それぞれのチャンネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を有すること。	R.G. 1.170(Rev.1) 原子力発電プラントの安全系に使用されているデジタル計算機の構成管理計画	安全保護装置 系系統を構成するチャンネルの安全保護機能の維持のための独立性	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 22	四	四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉設置をより安全な状態に進行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉設置の安全上支障がない状態を維持すること。	R.G. 1.172(Rev.1) 原子力発電所安全系で使用されるデジタル計算機ソフトウェア要件仕様	安全保護装置 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合における原子炉設置の安全上支障がない状態の維持	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 22	五	五 計測制御系の一部を安全保護装置と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないように、計測制御系から機能的に分離されたものであることを。	R.G. 1.174(Rev.1) 現行の許認可基準のプラント個別変更に関するリスク評議に基づいた決定に於て確率論的リスク評価を利用するアプローチ【関連安全設計審査指針】 ・指針34 安全保護系の多重性 ・指針35 安全保護系の独立性	安全保護装置 計測制御系の一部を安全保護装置と共に用いる場合の安全保護機能の維持のための分離	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 22	六	六 原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであることを。	・指針36 安全保護系の過渡時の機能 ・指針37 安全保護系の事故時の機能 ・指針38 安全保護系の故障時の機能 ・指針39 安全保護系との分離 ・指針40 安全保護系の試験可能性	安全保護装置 原子炉運転中の必要な試験	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													
原 22	七	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであることを。	安全保護装置 運転条件に応じての作動設定値の変更	安全保護装置 運転条件に応じての作動設定値の変更	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項													

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号						
原	23	1	第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなくてよい。	1 第2項第1号に規定する「高温状態において原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること」とは、キセノン崩壊により反応度が添加され未臨界の初期、未臨界を維持できること。キセノン崩壊により反応度が添加された後は、通常的な未臨界を維持は、他の原子炉停止系統(または原子炉停止系統以外の系統(非常用炉心冷却装置))の作用を含むことができる。 2 第2項第2号に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時ににおける低温状態において原子炉を未臨界に移行して未臨界を維持できることは、高温臨界未満の状態からキセノン崩壊及び一次冷却材温度変化による反応度添加を補償しつつ原子炉を低温状態で未臨界に移行して維持できること。 3 第3項第4号に規定する「制御棒一本が固着した場合」とは、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないことをいう。 なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の固着を考慮すること。 4 第4項の規定は、設置許可申請書添付書類における制御棒飛び出し(PWR)・制御棒落下(BWR)の評価で想定した下記の内容を確認することにより確認できる。	第23条(反応度制御系統及び原子炉停止系統) 1 第2項第1号は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧省令のタイトル「制御系統」から「反応度制御系統及び原子炉停止系統」に変更している。 2 第2項第2号は、原子炉停止系統の独立性及び試験可能性、指針16(制御棒による原子炉停止系統)、指針17(原子炉停止系の停止能力)、指針18(原子炉停止系の事故時の停止能力)及び指針19(原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性)の要求事項に対応して以下のような事項を明確化している。 ・反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設 ・反応度制御系統に関する要求事項 ・原子炉停止系統に関する要求事項が高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の事故時に区分し明確化 ・制御棒固着の発生条件を明確化 ・反応度投入事項において原子炉冷却材圧力バウンダリが破損しないよう最大反応度値等を制限することを明確化 (安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映) 3 第23条における原子炉停止系統及び反応度制御系統に係る具体的対象及び制御方法は、以下のとおりである。 「BWR」 ・起動／停止を含む通常運転時における反応度制御系統及び原子炉停止系統による制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒及び制御棒駆動系)、原子炉再循環流量の制御(原子炉再循環系)がある。 ・過渡・事態時に動作する原子炉停止系統に係る例としては、制御棒の挿入(制御棒及び制御棒駆動装置)があり、炉心特性とあいまって、高温状態及び低温状態において炉心を未満にしてくるとともに、臨界未満を維持できる。 また、ほう酸水注入系は、制御棒が挿入されなかった場合のバックアップとして、高温状態及び低温状態での未臨界への移行及び維持ができる。 なお、ほう酸水注入により負の反応度を添加して原子炉停止する場合、単位時間あたりに炉心に添加される量である反応度添加率の単位として、Δk/minを使用している。 「PWR」 ・起動／停止を含む通常運転時における反応度制御系統及び原子炉停止系統による制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒クラスター及び制御棒駆動装置)、ほう酸水注入(化学体積制御系)がある。 ・過渡・事態時に動作する原子炉停止系統に係る例としては、制御棒挿入(制御棒クラスター及び制御棒駆動装置)、ほう酸水注入(化学体積制御系)がある。 また、主蒸気冷却装置によるほう酸水注入は期待した性能要求を満たしていない。例えば、主蒸気冷却装置によるほう酸水注入は期待した性能要求を満たしていない。これは、主蒸気冷却装置において、炉心を臨界未満に移行させ、それ以後の炉心状態において、ほう酸水注入を常用用意する場合によると、炉心を臨界未満に保つことは困難である。 この場合、制御棒は、低温临界での未臨界への移行及び維持はできない。 また、学体積制御系は、制御棒が挿入されなかっ場合のバックアップとして、高温状態での未臨界への移行ができる。 なお、ほう酸水注入により負の反応度を添加して原子炉停止する場合、単位時間あたりに炉心に添加される量である反応度添加率の単位として、Δk/minを使用している。 4 第2項第1号及び第3号において規定する、「非常用炉心冷却設備等の作動によって注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。」上は、制御棒等の原子炉停止系統と非常用炉心冷却設備等のいずれかあるいはこれらに複数の設置が機能を担当が該当する。複数の設備が機能する具体例としては、PWRにおける一次冷却系の異常な減圧、主蒸気管破裂等の減温現象若しくは一次冷却系喪失での長期的な炉心冷却時があり、これらの現象においては、高温停止状態を下回る状態まで冷却されることから、複数の設備の機能が必要となる。解説23.1及び解説23.1c「原子炉停止系統の具体例を示す。」 5 解説4は、設置(更)許可申請書添付書類における評価条件及び添付書類において規定された仕様を満足することを確認することを定めたものであり、BWRの確認項目の1・2項及びPWRの確認項目は制御棒の最大反応度値に關するものである。また、BWRの確認項目3項は反応度添加率に関するものである。なお、PWRでは制御棒の瞬時飛び出しを仮想的に想定していることから反応度添加率の確認項目がない。 6 解説4に規定する「それに替わる運用管理の具体例としては、制御棒引抜手順に従って操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行なうことである。【開闢安全設計審査指針】	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設	その他	総合負荷性能検査	
原	23	2	2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。		反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の制御能力	系統機能	総合負荷性能検査		
原	23	3	3 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による3つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、通常運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。 二 この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。	3 原子炉停止系統は、制御棒、液体制御材等による3つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、次の能力を有するものでなければならない。 一 通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、通常運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。 二 この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度値を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の高温状態および運転時の異常な過渡変化時の高温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 ほう酸水注入系機能検査		
原	23	3	三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。	三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の低温状態における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 ほう酸水注入系機能検査		
原	23	3	四 四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。	四 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第1号から第3号までの規定に適合すること。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材喪失等の事故時における原子炉の未臨界維持	系統機能	原子炉停止余裕検査 制御棒駆動系機能検査 ほう酸水注入系機能検査		
原	23	4	5 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によつて起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	5 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によつて起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合における原子炉の未臨界維持	機器機能	— 設備点検、定期事業者検査にて確認		
原	23	5			反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒を用いる場合にあつては、反応度値の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	その他	— 設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項							
原 24	3	第24条の3 原子力発電所には、一次冷却系に係る施設の損壊等が生じた場合に適切な措置をとるための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設置しなければならない。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却却材喪失事故等が発生した場合において、関係員が必要な期間にわたり滞在でき、制御室内の関係員を介さず事故状況等を正確にかつ速やかに把握できること。また、発電所以外関連施設との通信連絡のための少なくとも一つの専用回線を含む多量の連絡回線を有すること。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 原子炉制御室特別規則施行規則第12条(原子力防災資機材)において、非常用通信機器その他の資材又は機器に関する規定されているので、第24条の3では緊急対策所の設置の点に規定している。 2 第24条の3は、昭和64年3月米国で発生したTMI事故の場合、事故時原子炉制御室に入らず機器を生じたときに、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所敷地内に制御室外以外の適当な場所から必要な効果的指揮を発すことができる発電所緊急時対策所を設けることを求めたものである。 【附録】 ・指針44 原子炉発電所緊急時対策所 ・指針44 原子炉発電所緊急時対策所	発電所緊急時対策所 一次冷却系に係る施設の損壊等が生じた場合に適切な措置をとるための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所への施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	—	第25条 通常運転時に必要とする燃料体又は使用済燃料(以下「燃料」という)を貯蔵する設備は、次の各号により設置しなければならない。 一 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第1号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により、燃料が臨界に達しないことを確認された構造であること。 2 第2号に規定する「燃料が溶融しないものであること」とは、設計計算により、燃料が溶融しないことを確認された冷却能力を有すること。 3 第3号に規定する「燃料を必要にして貯蔵することができる容量を有する」とは、原子炉内に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている取替燃料に加えて、1炉心部分以上の容量を確保すること。 この場合において、「容量」には、第6号に規定するキャスク貯蔵分を含むこと。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第2号は、燃料体又は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものであり、燃料体は第6条及び第13条にも使用されているため、用語の整合を図ると共に、旧省令の表記に「通常運転時に必要とする」と追記することにより、通常運転時に必要とする燃料体は、新燃料及び再使用燃料であることを明確化している。 2 第25条に規定する「燃料貯蔵設備」とは、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備(再使用燃料を含む)である。 3 説解に規定する「取替燃料」とは、再使用燃料及び新燃料がある。なお、2つの原子炉で使用済燃料貯蔵槽を共用している場合は、2つの原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている取替燃料に加え、1炉心部分以上のおもてを確保することとなる。 4 説解に規定する「補給系統」とは、Regulatory Guide1.13「使用済燃料貯蔵施設の設計基準」を反映したものである。(米国 Regulatory Guide の技術的知識の技術基準への反映)	燃料貯蔵設備 燃料の臨界防止構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	二	二 前項熱により燃料が溶融しないものであること。	燃料貯蔵設備 前項熱による燃料の溶融防止	系統機能	総合負荷性能検査	総合負荷性能試験にて、燃料プール冷却却化系の性能確認を実施		
原 25	三	三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	燃料貯蔵設備 燃料の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四 イ	四 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽は、次によること。 イ 水があふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四 ロ	ロ 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他高放射性の燃料を貯蔵する水槽の放射線遮へいのための量の水	系統機能	総合負荷性能検査	総合負荷性能試験にて、燃料プール冷却却化系の性能確認を実施		
原 25	四 ハ	ハ 燃料の被覆が著しく腐しよくするおそれがある場合は、これを防止すること。	燃料貯蔵設備 燃料の被覆の腐食防止	系統機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	四 ニ	ニ 水の漏えい及び水槽の水温の異常を検知できること。	燃料貯蔵設備 水の漏えい及び水槽の水温の異常検知	機器機能	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四 ホ	ホ 燃料採取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が損なわれないこと。	燃料貯蔵設備 燃料採取扱い中の燃料落下時の機能	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	五	五 燃料落下により燃料が破損して放射性物質が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による原子力発電所外への影響を低減するため、燃料貯蔵設備を格納する施設及び放射性物質の放出を低減する施設を設施すること。	燃料貯蔵設備 燃料落下による放射性物質の低減する施設	機器機能	原子炉建屋気密性能検査	原子炉建屋気密性能検査		
原 25	六 イ	六 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という)は、次によること。 イ 使用済燃料が内包する放射性物質を閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視できること。	燃料貯蔵設備 乾式キャスクの概念図を解説25.1に記載している。 14 使用済燃料乾式キャスクの概念図を解説25.1に記載している。 15 解説12に規定する3つの事項は、全ての項目を同時に満足する必要があることを要求している。 【開闢安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針50 燃料の臨界防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	六 ロ	ロ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有すること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料からの放射線に対する遮へい能力	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	六 ハ	ハ 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形防止	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	六 ニ	ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	燃料貯蔵設備 キャスク本体等の材料及び構造	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	七	七 取扱者以外の者がみだりに立ち入らないようにすること。	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	—	運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号						
原 26		一	第26条 燃料を取り扱う設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 通常運転において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱う設備」とは、新燃料、再使用燃料又は使用済燃料の荷卸、取出又は保管等を行るために使用する設備という。2 第1号に規定する「通常運転において使用する燃料を取り扱う能力」とは、新燃料の輸入から使用済燃料の搬出までの取扱いにおいて、開通する機器を連携し、当該燃料を搬入、搬出又は保管できる能力があることである。 3 第5号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により燃料が臨界に達しないことを確認された構造であること。 4 第5号に規定する「燃料が溶融しないものであること」とは、設計計算により、燃料が溶融しないことを確認された冷却能力を有すること。 5 第5号に規定する「燃料が破損するおそれがないこと」とは、以下によること。 ・燃料交換機にあっては、掘み機構のバイヤーを二重化すること、ただし、昭和52年以降に施設し、又は建設し着手した原子炉施設においては、構成される機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮し、同様の機能維持が確認されること。 ・燃料交換機にあっては、燃料取扱いに過荷重になった場合は上昇阻止される位置がなされていること、この場合において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応も含まれる。 ・原子炉建屋天井クレーンにあっては、吊り下げる燃料を用いる燃費選用容器が吊り下げる燃料を走行できない位置を行うこと。 ただし、選管では、運転管理での対応も含むものとする。この選運管理にあっては、運搬用容器が燃料上に走行しないことを確実にするものであること、また、フックワイヤー外止めを設けのこと。 6 第5号に規定する「容易に破損しないものであること」とは、「実用発電用原子炉の運転管理、運搬等における規則(通商産業省令第77号 昭和53年1月28日第28号)」第13条(第3号)に規定されている容易かつ安全に取扱うことができる、かつ、運搬中に予想される温度及び内部の変化、振動等により、き裂、破損等が生じるおそれがないものであること。 7 第5号に規定する「容器は、『実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省令第77号 昭和53年1月28日第28号)』を準用する場合、その規則又は適用される他の規則に規定する容器の構造と同一の構造でなければならぬこと」とは、実用発電用原子炉の運搬等における規則(通商産業省令第77号 昭和53年1月28日第28号)第13条(第3号)に對応して規定していること。 8 第5号に規定する「燃料を取り扱うための動力源が無くなつた場合でも燃料を保持する機構」とは、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料を保持する性能を有すること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条の各号の適用は、以下の通り。 新燃料又は使用済燃料(再使用燃料を含む)を取り扱う機器には、第1号～第4号及び第5号が対応する。 使用済燃料貯蔵用容器には、第5号及び第6号が対応する。 2 解説に規定する3つの項目は、全ての項目を満足する必要があることを要している。 3 設計に規定する「原子炉建屋天井クレーンの主巻き」とする要求は、米国 Regulatory Guide 1.13(Rev.1)「使用済燃料貯蔵設備の設計基準」を参考したものであり、稼働用燃料貯蔵等を規定している。なお、同ガイドでは、使用済燃料貯蔵施設について、規制要件(GDC-61(燃料の貯蔵と取扱い)および放射能監視)を満足するための条件として、耐震設計、外部被災物防護、漏れ防止、燃料落し下对策、冷却材の機能維持、フル水位監視及び射能監視、クレーンの稼働範囲制限、耐震性を備えた補助水系の設置等を規定している。 4 解説に規定する「走行できない位置」とは、フル本体をクレーンの稼働範囲内から外すようなクレーン・インターワゴによる措置等による物理的措置があり、また運転管理での対応とは、下記の内容が明記された作業指針等がある。 ・ギャスの移動等は、作業責任者の下で実施する。 ・天井クレーン使用時に、運転者への合図を行合図者を配置する。 ・オペ台上のキャスク移動は、移動経路(燃料貯蔵エア割に入り込まないような設定)上にマークをを行い、このマークにそって行う。 5 第6号については、燃料を封入する容器の線量当量率(現文では「線量率」)は、経済産業大臣が定める放射線量率として工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に際する措置に係る技術的細目等を定める告示(昭和53年通商産業省告示第666号)の第4条による。これに基づく容器の表面の線量当量率が2mSv毎時以下で、かつ、その表面から1mの距離において線量当量率が100μSv毎時以下と定められている。 6 第6号に規定する「ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。」については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通商産業省告示第77号 昭和53年12月28日)」第13条(第3号)に對応して規定している。 7 第25条(燃料貯蔵設備)と第26条(燃料取扱装置)における規定は、安全設計審査指針(指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)の要求に適合しているが、貯蔵設備に対する格納系の設置、燃料集合体落下時の健全性維持について明確でないため、第1号に燃料取扱装置における動力源が無くなつた場合の燃料落下防止の要求を明記している。 なお、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料を保持できることを記載に示す。(電気・機械) ・燃料ホルダのブリーカーに電源断で動作する電磁ブリーカー(OFF・ブリーカー)を使用し、電源断で燃料ホルダの動作が停止し燃料を吊り落とさない構造としている。(空気) ・燃料つかみ具のツッパーの閉鎖用エアーシリンダー内に、ツッパー閉じ方向に動作するバネを入れてエアーシリンダー内の空気が喪失しても、ツッパーが離し方向に動作しない構造としている。 ・燃料つかみ具のツッパー・メニカル式揚機構があり、燃料吊り状態ではツッパーの閉鎖を阻止し燃料を吊り落とさない構造としている。(安全設計審査指針への反映) 【周辺安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針50 燃料の臨界防止 ・指針51 燃料取扱場所のモニタリング	燃料取扱設備 通常運転において使用する燃料を取り扱う能力	機器機能(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認があるが、系統機能試験として実施
原 26		二	二 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	燃料取扱設備 燃料が臨界に達するおそれがない構造	その他	一	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26		三	三 前壌熱により燃料が溶融しないものであること。	燃料取扱設備 前壌熱による燃料溶融防止	その他	一	貯蔵設備、取扱設備共通の設備に対する要求であるが、貯蔵設備への要求として取扱設備としては、その他とする		
原 26		四	四 取扱い中に燃料が破損するおそれがないこと。	燃料取扱設備 取扱い中の燃料破損防止	機器機能(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認があるが、系統機能試験として実施		
原 26		五	五 燃料を封入する容器は取扱いにおける衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	燃料取扱設備 燃料を封入する容器の取扱いにおける破損防止	その他	一	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26		六	六 前号の要件は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の線量当量率及びその表面から1メートルの距離における線量当量率がそれぞれ別に告示する線量当量率を超えないように遮へいでいる。前号の要件は、その表面の線量当量率が超えていた場合に、運転管理による遮へいでいること。	燃料取扱設備 前号の容器の内部に燃料を入れた場合における遮へい能力	その他	一	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 26		七	七 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の落下を防止すること。	燃料取扱設備 燃料取り扱い中の燃料の落下防止	機器機能(系統機能)	原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認があるが、系統機能試験として実施		
原 27	1		第27条(原子力発電所内の場所であつて、外部放射線による放射線障害を防止するがあるものには、次の各号により生体遮へいを施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮へい能力を有するものであること。 二 閉口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 三 自重、附加荷重および熱応力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第1項(第1号)に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被ばく線量が適切な作業管理と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)」第2条、第6条を満足する。これに對して遮へい計算により確認すること。なお、既に供用中の原子力発電所施設にあつては、定期的な線量測定の実施、従事者の被ばく線量の確認により上記告示を満足していることを確認すること。 2 第1項(第2号)に規定する「放射線漏えい防止措置」とは、次の措置にすること。 (1) 閉口部を設ける場合、人が容易に接近できないような場所(通路の行き止り、高所等)への閉口部設置 (2) 貢通部に対する遮へい補強(スリーブ)と配管の間隙への遮へい材の充てん (3) 線源機器と貫通孔の位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない状態にすること。 3 第2項は、第1項で規定する従事者の放射線障害を防止するため必要な本体遮へい等を最初に設施することより、原子炉施設周辺監視区域等までの距離をとらせて、敷地周辺の空間線量率を合理的に測定できる限り削減し、周辺監視区域等における線量限度(年間1mSv)に匹敵する水準とすること。これに對して遮へい計算により確認すること。 4 第27条に規定する「生体遮へい及び遮へい設計の具体的仕様」に関する規定(外部放射線による放射線障害の防止措置のうち、管理のための区域区分を行っている事項については、要求事項の達成のために補助的に用いられる便宜上の分類を除く)は、日本電気協会「原子力発電所放射線遮へい設計指針」(JEAG 4615-2003)によること。(「安全設計」分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評価書)(平成17年12月11日)	第27条(生体遮へい) 1 第2項に規定する直接ガム繩及びスカイシャインガム繩による周辺の空間線量率は、遮へい及び敷地周辺までの距離によって低減されるので、安全設計審査指針(指針56 周辺の放射線防護)に対応して、敷地周辺の空間線量率の要求を明確化するために追記している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 2 第2項において、通常運転時の評価に対する安全評価指針との対応を明確化している。 (安全評価指針との整合性) 【周辺安全設計審査指針】 ・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 ・指針50 燃料の臨界防止 ・指針57 放射線業務従事者の放射線防護	生体遮へい等 外部放射線による放射線障害を防止するための生体遮へいの施設	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 27	2		2 原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備は、通常運転において当該施設又は設備からの直接ガム繩及びスカイシャインガム繩による敷地周辺の空間線量率が別に告示する線量限度を十分下回るよう施設しなければならない。		生体遮へい等 原子炉施設並びに一次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備施設時の敷地周辺の空間線量率の線量	その他	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項		

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原 28		一		第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気設備を設施しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第6号に規定する「漏えいし難い構造」とは、ダクトであつて内包する流体の放射性物質の濃度が97mBq/cm ³ 以上のもの(クラス4管)は、第9条に基づく構造とするとともに第11条の耐圧試験により漏えいし難い構造であることが確認されていることを指す。 2 第6号に規定する「ろ過装置」とは、気体状の放射性微粒子を除去するよう素(チャコール又は同等品)、フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子(高活性粒子又は同等品)、フィルターを用いること。 3 第3号に規定する「ろ過装置の取替えが容易な構造であること」とは、換気扇がろ過装置を交換に必要な空間を有することとともに、必要に応じて梯子等を設置し、ろ過装置の取替えが容易な構造であること。 4 第6号に規定する「汚染された空気を吸いし難い」とは、排気扇から十分に離れた位置に設置すること。	第28条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。 2 第6号は、設備の点検・保守に対する機能要求であり、本要求は第8条(原子炉格納施設)第2条に含まれているが、容易な構造を明確化する観点から本条でも要求している。 3 上の素(チャコール又は同等品)、フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子(高活性粒子又は同等品)、フィルターの同等品とは、超低貫通率フィルタ(Ultra Low Penetration Filter)である。 4 第28条に規定する具体的な設備例は以下がある。	換気設備 放射線障害を防止するために必要な換気能力	中央制御室非常用循環系機能検査		
原 28	二			二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。		BWR	PWR	換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	中央制御室非常用循環系機能検査	
原 28	三			三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		BWRの非常用ガス処理系及びPWRのアニュラス空気浄化系は、第3.2条(原子炉格納施設)で系統の施設を要求し、具体的な設備に対する要求を第28条に規定している。 【関連安全設計審査指針】 <ul style="list-style-type: none">・指針49 燃料の貯蔵設備及び取扱設備・指針57 放射線業務従事者の放射線防護	換気設備 排出する空気を浄化する装置の構造	その他	－	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 28	四			四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸いし難いように施設すること。		PWRの非常用ガス処理系と、中央制御室換気空調系、アニュラス空気浄化系、非常用ガス処理系を構成する送風機、排風機、ろ過装置	換気設備 吸気口の放射性物質により汚染された空気吸入防止	その他	－	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 29	1			第29条 原子力発電所内の人があひん窓に入り出すする建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第1項に規定する「放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分」とは、管理区域内で人が頻繁に出入りする場所の床面、壁面(人が触れるおそれのある高さまで)、手摺、梯子をいう。また「表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいもの」とは、当該表面が平滑に施工されていること。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条は、放射性物質により汚染されるおそれがある部分であつて、人の触れるおそれがある部分の表面は汚染を除去しやすいこと及び汚染を除去する設備を設けることを定めたものである。 2 第2項に規定する「放射性物質による汚染を除去する設備」の具体的な設備例は以下のようある。 <ul style="list-style-type: none">・工具類除用シンク・床除染用の純水補給水ホースネクション・ホットシャワーフィルタ	放射性物質による汚染の防止 原子力発電所内の建物等の内部の壁、床その他の放射性物質により汚染されるおそれがある部分の表面処理	その他	－	日常的な点検で機能が確認される事項
原 29	2			2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設備を設施しなければならない。		【関連安全設計審査指針】 指針57 放射性業務従事者の放射性防護	放射性物質による汚染の防止 人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染除却設備の施設	その他	－	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 29	2			第29条の2 放射性物質により汚染されるおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備をいい、排出する排水が噴射的であるものはサンプリング分析等により、また連続的であるものは連続モーター等により排水中の放射性物質濃度が測定可能な設備である。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を下させ、周辺監視区域の外の境界における水中の放射性物質の濃度が別に示す値を超えないようにできる設備であること。 (第30条第2項及び第31条第3項において同じ)。 ここで、「適切な処理」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定し、放射性物質の濃度の異常を検出した場合には、当該排水の排出をすみやかに停止できること(き、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による吸収、多量の水による希釈等の方法)により排出中の放射性物質の濃度をできるだけ低下せること。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2は、放射性物質により汚染されるおそれがある管理区域内に開口部がある排水路について定めているのであり、1981年に発生した廃棄物処理のダムから漏えいした廃液が、廃棄物処理建屋の下を通る一般排水路に浸入し、一般排水路を介して環境(海)に放射性物質が無管理状態で放出され、事故を受けた象徴化されたものである。 2 排水監視設備の施設要求は、第20条(計測装置)にも同じ要求があり重複しているが、本条では排水を安全に処理する設備を施設することを要求しており、それを確認する目的として監視設備を施設することも合わせて要求している。 3 解釈2で規定する「別に示す値」とは、「発電用原子力設備に関する放射性物質による線量等の技術基準(平成13年3月21日経済産業省告示第188号)第3条の規定で準用している『実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則』の規定に基づく線量限度値を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)第9条に定める値である。 【関連安全設計審査指針】 指針53 放射性液体廃棄物の処理施設	放射性物質による汚染の防止 放射性物質により汚染されるおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の施設	その他	－	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
原 31	1	1	一	第31条 放射性廃棄物を貯蔵する設備は、次の各号により施設しなければならない 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を貯蔵する容量があること。	第31条(廃棄物貯蔵設備等) 1 第1項第1号に規定する「貯蔵する容量」とは、発生量と処理能力、設備の稼働率を想定したものであること。 2 第2項に規定する「汚染が広がるようにならうに施設」とは、ドラム缶に詰める等汚染拡大防止措置を講じること。 3 第3項に規定する「液体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」とは、貯蔵タンク等で、内包する放射性廃棄物の濃度が37Bq/cm ³ を超える設備。ただし、当該設備に係る床ドレンサップの容量が貯蔵容量を超える設備は適用除外とすることができる。 また、第3項は第30条第2項の解釈7、8、10を準用するものとし、この場合「管理する」を「貯蔵する」と読み替えるものとする。	第31条(廃棄物貯蔵設備等) 1 第1項第3号の「前項執務及び放射線の照射により発生する熱」とは、熱量が大生じて予想される場合は想定される核種とこれの前項条件によて発生する熱量を評価する設計により対応する方法がある。 2 第2項の具体的な設備例は以下である。 ・フィルタスラッシュ沈降槽分離槽(タンク) ・濃縮液沈殿槽(タンク) 3 解説4は、「電気用原子力設備に関する技術基準の改正について(逐条解説)」(平成16年8月20日資源エネルギー庁公事業部原子力発電安全管総監)による。	廃棄物貯蔵設備等 通常運転時に発生する放射性廃棄物の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 31	1	二		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。			廃棄物貯蔵設備等 放射性廃棄物の漏えい防止構造	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査による確認
原 31	1	三		三 前項熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、化学薬品等により著しく腐食するおそれがないこと。			廃棄物貯蔵設備等 前項熱及び放射線の照射による発生する熱に対する耐熱構造、化学薬品等による腐食防止	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 31	2			2 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように施設しなければならない。			廃棄物貯蔵設備等 固体状の放射性廃棄物の漏えい防止	その他	—	運転管理、放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項
原 31	3			3 前条第2項の規定は、流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設にあっては、流体状の放射性廃棄物を処理する設備であるのは「流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備」と読み替えるものとする。			廃棄物貯蔵設備等 前条第2項の規定の流体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備が設置される施設への漏えいを防止できる能力をもつものとする。	その他	—	運転管理、放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項
原 32	—	イ		第32条 原子力発電所には、一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際の漏えい率が公表し放線障害を及ぼすおそれがないよう、次の各号により原子炉格納施設を設置しなければならない。 一 原子炉格納容器にあつては、次による。 イ 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること。	第32条(原子炉格納施設) (原子炉格納容器) 1 第1号に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、安全評価指針付録10.3に示す下記の2項目の解析の条件に認められる。 a) 原子炉冷却却材喪失(PWR、BWR) b) 動荷除去の発生(BWR) 2 第1号に規定する「漏えい試験ができる」とは、日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率・半試験規程」(JEAC4203-2004)2.6に定める二種試験ができること。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率・半試験規程」(JEAC4203-2004)に付する技術評議書(平成18年4月)) (原子炉格納容器隔離弁) 3 第2号に規定する「閉鎖隔離弁(ロック装置が付されているものに限る。)」とは、シートロックにて閉鎖され隔離操作が可能であるシートロックにて閉鎖操作が可能である。 4 第3号に規定する「自動隔離弁」とは、次のいずれかの設備をいう。 ・安全保護装置からの起動により、自動的に閉鎖する動力駆動による隔離弁 ・隔離機能を有する逆止弁・強制隔離装置が設けているもの、又は、逆止弁を有する逆止弁すべて喪失した場合であつても必要な隔離機能が重量等で維持される逆止弁。	第32条(原子炉格納施設) (原子炉格納容器) 1 第32条は、安全設計審査指針付録10.3に示す下記の2項目の解析の条件に認められる。 a) 原子炉格納容器ハウジングの破壊防止、指針30(原子炉格納容器の機能)、指針29(原子炉格納容器ハウジングの破壊防止)、指針30(原子炉格納容器の隔離装置)、指針31(原子炉格納容器器隔離弁)、指針32(原子炉格納容器熟除玄去)、及び指針33(格納施設空気を制御する系統)に応じて、原子炉格納施設に係りて、格納容器の機能、隔離弁の設置等による隔離機能、熟除玄系の機能、格納施設空気(放射性物質、水蒸ガス等)を制御する機能等を明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容と技術基準への反映) 2 解説4は、「日本電気協会」「原子炉格納容器の漏えい率・半試験規程」(JEAC4203-2004)に付する技術評議書(平成18年4月)25日付にて改正している。 3 解説5に規定する3つの要件は、全ての項目を同時に満足する必要があることを要している。 4 解説6に規定する「原子炉格納容器空器外側に閉じた系を構成すること」 5 第4号に規定する「自動隔離弁」とは、次のいずれかの設備をいう。 ・安全保護装置からの起動により、自動的に閉鎖する動力駆動による隔離弁 ・隔離機能を有する逆止弁・強制隔離装置が設けているもの、又は、逆止弁を有する逆止弁すべて喪失した場合であつても必要な隔離機能が重量等で維持される逆止弁。	原子炉格納施設 原子炉格納容器の耐圧、耐熱性	構造健全性 (系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 32	—	ロ		ロ 原子炉格納容器に開口部を設ける場合には気密性を確保すること。			原子炉格納施設 原子炉格納容器に開口部を設ける場合の気密性確保	構造健全性 (系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施
原 32	—	ハ		ハ 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口は、想定される漏えい量等に応じて漏えい試験ができること。			原子炉格納施設 原子炉格納容器を貫通する箇所及び出入口の漏えい試験	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 32	—	二		二 原子炉格納容器を貫通して取付ける管には、次により隔離弁(閉鎖隔離弁・ロック装置が付いているものに限る)、又は自動隔離弁(隔離機能がない逆止弁を除く)を1つ、以下同じ)を設けること。 イ 原子炉格納容器に取付ける管であつて原子炉格納容器を貫通するものは当該貫通箇所の内側又は外側であつて接続した箇所に1個の隔離弁を設けること。 ロ 前イにかかわらず、次に示すことである。 (1)一次冷却系に係る施設内及び原子炉格納容器内に開口部がないか、かつ、一次冷却系に係る施設の接続の際に損傷するおそれがない管又は一次冷却系に係る施設の接続等の際に構造上内部に滞留する液体により原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがあると認めた場合は、貫通箇所に1個の隔離弁を設けること。 ロ 前イにかかわらず、次に示すことである。 (2)貫通箇所の内側又は外側に隔離弁を設けた場合、一方の側の設置箇所における管は、つづいてその他の側の隔離弁の機能が失なれないことを確認する。 ハ 前イ及びロの規定にかかる場合は、貫通箇所に2個の隔離弁を設けること。 カ 前イ及びロの規定にかかる場合は、隔離弁を設けることを要しない。 (1)前の段の取扱いに必要な系統の配管に隔離弁を設けることは、常に安全に支障が生じるおそれがあり、かつ、当該系統の配管により原子炉格納容器の隔離機能が失われない場合。 (2)計測又は抑制棒駆動装置に連関する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものの場合。	7 第5号(イ)に規定する「想定される最大の圧力及び最高の温度に耐えること」とは、原子炉冷却却材喪失事故時において原子炉格納容器内において水封が維持されること。 8 第5号(ロ)に規定する「一次冷却系に係る施設内及び原子炉格納容器内に開口部がないか、かつ、一次冷却系に係る施設の接続の際に損傷するおそれがない管又は一次冷却系に係る施設の接続等の際に構造上内部に滞留する液体により原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがあると認めた場合は、貫通箇所に1個の隔離弁を設けること。 9 第5号(ハ)に規定する「配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの」とは、BWRの原子炉格納容器計測用及び格納容器計測用の配管、PWRの格納容器圧力計出力の計測用配管、BWRの制御棒駆動水圧系計測用の配管である。 10 第5号(カ)に規定する「配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの」とは、BWRの原子炉格納容器計測用及び格納容器計測用の配管、PWRの格納容器圧力計出力の計測用配管、BWRの制御棒駆動水圧系計測用の配管である。 11 第5号(イ)に規定する「配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているもの」とは、原子炉格納容器の漏えい率試験規程(平成18年4月)による。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)2.6に定めるC種試験ができること。 (日本電気協会「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」(JEAC4203-2004)に付する技術評議書(平成18年4月))	原子炉格納施設 イ: 原子炉格納容器を貫通して取り付ける管であつて原子炉格納容器を貫通するものへの隔離弁の設置 ハ: 原子炉格納容器を貫通して取り付ける管への隔離機能検査 二: 隔離弁の閉止後における駆動動力源が喪失した場合の隔離機能検査 ホ: 隔離弁の漏えい試験	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施			
原 32	—	三		三 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の安全性に支障を生ずるおそれがある場合は、水素又は酸素の濃度を抑制する設備を施設すること。			原子炉格納施設 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の安全性に支障を生ずるおそれがある場合の水素又は酸素の濃度を抑制する設備の施設	系統機能	可燃性ガス濃度制御系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条 の 項	号								
原 32	四	四 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備(当該放射性物質を格納する施設を含む。)を施設すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 13 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置とは具体的には以下の設備をいう。 BWR: 格納容器スプレイ設備、非常用ガス処理設備 PWR: 格納容器スプレイ設備、アニラス空気除湿化設備 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいう。 BWR: 原子炉建屋原子炉棟 PWR: アニラス部 これらの施設の開口部を設ける場合には気密性を確保すること。 14 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置の機能は、設置許可申請添付書類11において評価した該装置による放射性物質の放出量の超過の条件を確認することにより確認することができる。また当該設備は、設置許可申請書及び同添付書類11に規定された仕様を満たすものであること。この場合において、設置許可時の解析条件のうち以下の値に非保守的な変更がないことを確認すること。 (1) BWR a) 非常用ガス処理設備 ・ガス処理設備のフルターラのよう素除去効率 ・ガス処理設備の処理容量 (2) PWR a) アニラス空気除湿化設備 ・浄化装置のフルターラのよう素除去効率 ・アニラス負圧達成装置 ・浄化装置の処理容量 15 第4号に規定する「公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊による敷地境界外の実効線量が「 Γ 」を	(放射性物質の濃度低減設備) 12 第4号は、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に、原子炉格納容器からの気体状の放射性物質の漏えいに対し、原子炉格納容器を格納(以下、二次格納施設と呼ぶ)。気体状の放射性物質を低減する装置を設けることとしたものである。 13 解釈13の当該放射性物質を格納する施設の気密性の確保は、定期的な検査により、負圧が達成、維持されていることを確認することである。 14 設置(変更)許可申請書添付書類11における評価条件及び添付書類11に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものである。 15 設置15の線量については安全評価審査指針において以下のように解説されている。 「美しい放射線被ばくのリスクを、事故による線量と事故の発生頻度の組合せによって判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年実効線量限度として、1mSvを超過しているが、特殊な状況においては、5年間にわける平均が年当たり1mSvを超えるければ、單一年にこれより高い実効線量が許されることがあるとになっている。これは平常時の放射線被ばくについての考え方であるが、これを発生頻度が小さい事故の場合にも適用することと、周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故当たう5mSvを超えないければ「リスクは小さく」と判断する。」 (原子炉格納容器熱除去装置) 16 解釈17は、平成20年2月27日付けで「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第5号)」が改正されたことに伴い、同日付け「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての改正について(平成20-02-27原院第1号)」により改正している。 17 解釈18は「設置(変更)許可申請書添付書類11における評価条件及び添付書類11に規定された仕様を満足することを確認することを定めたものである。 18 第5号の「試験ができる」とは、例えばテストラインを用いて試験ができるよう設備や機器を施設することをいう。 【関連安全設計審査指針】 ・指針6 環境条件に対する設計上の考慮 ・指針28 原子炉格納容器の機能 第1項 ・指針30 原子炉格納容器の隔離機能 ・指針31 原子炉格納容器隔壁弁 ・指針32 原子炉格納容器熱除去系 ・指針33 格納施設露風口を制御する系統	原子炉格納施設 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質の濃度を低減設備の施設	原子炉格納容器スプレイ系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 原子炉建屋気密性能検査			
		五 一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の安全性に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)を次により施設する。 イ グラナ容器熱除去設備のポンプは、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響の想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。	電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日)解説 II.3 判断基準について規定する線量を超える場合をいう。 (原子炉格納容器熱除去装置) 16 第5号の「安全に支障が生ずること」とは、一次冷却系統に係る施設の故障又は損壊によるエネルギー放出によって生じる圧力と温度に原子炉格納容器が耐えられないか又は原子炉格納容器漏れがないかが公衆に放射線障害を及ぼすそれが生じほど大きくなることをいう。 17 第5号に「規定する最も厳しい条件」下とは、予想される最も小さな「有効吸込水頭高さ」、格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能について、「非常に低い冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る過渡装置の性能評価等について(内規)(平成20-02-12原院第5号)」による。 18 第5号に「規定する正常に機能する」とは、想定冷却却水喪失事故に伴う格納容器スプレイ設備のポンプの容量が設置許可申請添付書類11で規定した評価の条件を満たしていることという。また当該設備は、設置許可申請書及び同添付書類11に記載された仕様を満たすことであることを確認することである。 19 第5号に「規定する原子炉の運転中に試験ができる」とは、「動的機器(ポンプ及び事故時に動作する弁等)」をいう。	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉格納容器内の想定される最も厳しい条件下での機能確保					
		五 口 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉運転中の試験						
原 32	五	原 33 1	第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであつて、使用電圧が6万ボルトを超えるものであり、かつ、それに当該原子力発電所を電力系統に連系するように施設しなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第3項に規定する「保安を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいい。 ・第2条第8号文中に規定される装置 ・燃料小口補給水系 ・制御室外からの原子炉停止装置	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧省令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路等」から「保安電源設備」に変更している。2.2項の「同上等以上の機能を有する通常用予備動力装置」としては、ガスターピング等があげられる。 3 解説の「系統的に供給できる容量」は、燃料貯蔵容量に対しても要求されるもので、これは、米国Regulatory Guide 1.13(Rev. 4)「非常用ディーゼル発電機の燃料系」を参考したものである。同ガイドでは、非常用ディーゼル発電機の燃料系について、規制要件(GDC-17(電線系))を示すための条件として、燃料貯蔵容量、ポンプ性能、防火对策等への要求事項を規定している。(米国Regulatory Guideの技術的指引の技術基準への反映)	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	－	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
		原 33 2	2 原項の電能所には、原項の電能所において常に供給される電気の供給が停止した場合において、保安を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電装置又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。	原 33 3	原 33 4	4 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性、及び独立性を有し、その系統を構成する機械器具の单一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化時又は一次冷却材喪失等の事故において工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	保安電源設備 電気の供給が停止した場合における保安を確保するための非常用予備動力装置の施設	系統機能	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心注水系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能検査
原 33	3	3 原子力発電所の安全を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。	4 第6項に示す「工学的安全施設等の設備がその機能を確保するために十分な容量」とは、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に達し、継続的に供給できる容量をいう。工学的安全施設等の設備に継続的に供給できる容量に達する時間は、設置許可申請添付書類11において評価した冷却材喪失事故における工学的安全施設等の設備の動作開始時間と満足していることを確認すること。また当該設備は、設置許可申請書及び同添付資料書類11に規定された仕様を満たすものであることを。	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	機器機能(系統機能)	直流電源系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
		5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	5 原子力発電所には、短時間の全交流動力電源喪失時においても原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に冷却するための設備が動作することができるよう必要な容量を有する蓄電池等を施設しなければならない。	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	保安電源設備 原電池に対する要求内容の技術基準への反映	機器機能(系統機能)	直流電源系機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	の	項	号						
原	34	1	第34条 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材により駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用する。	第34条(準用) 1 第1項の適用に当たっては、第8条第3項の解釈によること。BWRへ る。第1項の適用に当たっては、高圧タービン等の軸封部からの漏えい防止のための衛 帶シール(シール蒸気及び低圧タービンの空気の流入防止のための衛帶シ ル)を蒸気を含めること。 2 第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な 耐圧部の溶接部」とは、以下に掲げるものの溶接部をいう。 ① 原子力発電所に係る補助ボイラー、蒸気タービンに係る蒸気交換器又は 補助ボイラーや蒸気タービンに係る管等であって、外径150mm以上の もののうち、次の圧力以上の圧力が加えられるもの ② 最高使用圧力196kPa ③ 口以外の容器については、最高使用圧力98kPa ④ ハイ以外の管については、最高使用圧力980kPa(辰手継手にあっては、 490kPa) 3 第2項及び第3項において準用する第9条第15号の規定に適合する 溶接部とは、「溶接規格2007及び「設計・建設規格2005(2007)の規定に 「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって(別表-10)の要件を付し たものに適合した溶接部をいう。 (溶接規格 2007 技術評価書及び設計・建設規格 2007 技術評価書) 4 第3項において蒸気タービン及びその附属設備について火力省令第3 章の規定を準用する範囲は、PWRでは図-1、BWRでは図-2の区分 図による。 5 内燃機関の附属設備に属する容器及び管については、第9条、第10条 及び第11条によりそれぞれ材料及び構造、安全弁等並びに耐圧試験の規 定を適用すること。 	第34条(準用) 1 解釈1で常温蒸気を安全に処理する装置の具体的な設備例としては、 グランド蒸気復水器、グランド蒸気除湿機を介して排気筒から放出する もの、グランド蒸気復水器、封水回収ポンプを介して、復水器へ導く ものの様がある。 2 第2項及び第3項において準用する第9条第15号に規定する「主要な 耐圧部の溶接部」には耐圧部に取り付け非耐圧部との溶接部を含む。 3 第2項、第3項及び第4項に規定される設備の準用規定対応表を解説 表3-1に示す。 4 第3項において、火力省令第3章の規定を準用する範囲に關し、冷却 材補助ポンプ等の駆動機として使用されるタービンについても可能な限り 火力省令第3章の規定によることが望ましい。 5 解釈3の「内燃機関の附属設備」のうち、第9条、第10条、第11条の 規定を適用するものに、始動用空気系及び冷却系がある。 6 解釈4に規定する「発電用火力設備の技術基準の解釈」は、平成17 年12月14日付けて制定され、平成19年7月10日付けて一部改正され ていることを明確化するため、平成19年11月1日付けて解釈4を変更 している。 7 第5項は、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9 年通商産業省令第51号)との整合により見直したものである。	準用 第8条第3項の規定は、原子力発電所に施設する一次冷却材により駆動する蒸気タービン及びその附属設備について準用	液体廃棄物処理系機能検査 (6号機申請)	6号機の点検・評価計画書に従い 実施	
原	34	2	第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める 省令(平成9年通商産業省令第51号)第2章の規定は、原子力発電所 に施設する補助ボイラーについて準用する。	第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第2章の規定は、原子力発電所に施設する補助ボイラーについて準用	構造健全性 機器機能	火力技術基準5条～11条参照			
原	34	3	3 第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める 省令第3章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附 属設備について準用する。	第9条第15号の規定及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第3章の規定は、原子力発電所に施設する蒸気タービン及びその附属設備について準用	構造健全性 機器機能	火力技術基準12条～17条参照			
原	34	4	4 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条 から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準 用する。	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第25条及び第26条 から第29条までの規定は原子力発電所に施設する内燃機関について準 用する。	構造健全性 機器機能	火力技術基準25条～29条参照			
火	5		(ボイラー等の材料)～火力技術基準第5条～ ボイラー(火気、燃焼ガスその他の高温ガス若しくは電気によって水等の熱媒体 を加熱するものであって、当該加熱により当該蒸気を発生させこれを他の設備に 供給するもの)又は当該蒸気を発生させこれを他の設備に供給するものと併除く。(以下同じ) 2. これら蒸気タービン若しくはガスタービンに供給する他の、ガラス化炉設備、石炭、石油その他の燃料を加熱し、 酸素系化学反応せんごとににより活性化させ、発生したガスを蒸気タービンに供給 する容器(以下「ガラス化炉」という。)そのガラスを通しての運搬等を 行なう容器(以下「運搬容器」といふ。)及びこれに附着する設備をいう。(以下同じ。)を除く。以下 同じ。を除く。以上同様、(火気、燃焼ガスその他の高温ガス又は 電気によって熱媒体を過熱するもの)ボイラー(ガスボイラー)、内燃機関又は燃料 電化設備に属するもの(以下「ボイラー等」といふ。以下同じ。)又は蒸気蓄熱槽(以下「ボイ ラー等」といふ。)及びその附属設備(ボイラー、圧縮機及び液化ガス設備を除く。) に属する容器及び(耐圧部分)に使用する材料は、最高使用温度において 材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強 度を有するものなければならない。	なし	なし	ボイラー等の材料	その他	一	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火	6		(ボイラー等の構造)～火力技術基準第6条～ ボイラー等及びその附属設備(液化ガス設備を除く。以下この章において同じ。) の耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大 の応力を対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生 じた力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	ボイラー等の構造 ボイラー等及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生 する最大の応力を対し安全なものでなければならぬ	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K 5、6号機)	構造健全性の確認であるが、系統 機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従 い実施
火	7		(安全弁)～火力技術基準第7条～ ボイラー等及びその附属設備(液化ガス設備を除く。以下同じ。) の耐圧部の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大 の応力を対し安全なものでなければならぬ。この場合において、耐圧部分に生 じた力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	安全弁 ボイラー等及びその附属設備であって過圧が生ずるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすた めに適当な安全弁の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K 5、6号機)	構造健全性の確認であるが、系統 機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従 い実施
火	8	1	(給水装置)～火力技術基準第8条第1項～ ボイラーには、その最大連続蒸発率において、熱的損傷が生ずることのない よう水を供給できる給水装置を設けなければならない。	なし	なし	給水装置 ボイラーには、その最大連続蒸発率において、熱的 損傷が生ずることのないよう水を供給できる給水装置 を設けなければならない。	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K 5、6号機)	構造健全性の確認であるが、系統 機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従 い実施
火	8	2	(給水装置)～火力技術基準第8条第2項～ 2 設備の異常等により、循環ボイラーの水位又は貴流ボイラーの給水流量が著 しく低下した際に、急速に燃料の送入を遮断してもなおボイラーに損傷を及ぼす ような熱が残存する場合にあっては、当該ボイラーには、当該損傷が生ずること のないよう予備の給水装置を設けなければならない。	なし	なし	給水装置 設備の異常等により、損傷が生ずることのないよう 予備の給水装置の設置	その他	一	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火	9	1	(蒸気及び給水の遮断)～火力技術基準第9条第1項～ ボイラーの蒸気出口(安全弁からの蒸気出口及び再熱器からの蒸気出口を除く。)は、蒸気の流出を遮断できる構造でなければならない。ただし、他のボイ ラード結合されたボイラー以外のボイラーから発生する蒸気が供給される設備 の入口と蒸気の流れを遮断することができる場合における当該ボイラーの蒸気 出口又は二個以上のボイラーが一体となって蒸気を発生しそれを他の供給する 場合における当該ボイラー間の蒸気出口(あってはこの限りない)。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの蒸気出口は、蒸気の流出を遮断できる構 造	34条第2項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	9	2	(蒸気及び給水の遮断)～火力技術基準第9条第2項～ ボイラーの給水の入口は、給水の流路を速やかに自動で、かつ、確実に遮断で きる構造でなければならない。ただし、ボイラーに近い給水加熱器の出口又は給水装置を設ける場合に おいて、ボイラーに最も近い給水加熱器の出口又は給水装置の出口が、給水 の流路を速やかに自動で、かつ、確実に遮断できる構造である場合における当該 ボイラーの給水の入口又は二個以上のボイラーが一体となって蒸気を発生し それを供給する場合における当該ボイラー間の給水の入口にあってはこの限 りない。	なし	なし	蒸気及び給水の遮断 ボイラーの給水の入口は、給水の流路を速やかに 自動で、かつ、確実に遮断できる構造	34条第2項 機器機能	一	設備点検、 定期事業者検査にて確認
火	10		(ボイラーの水抜き装置)～火力技術基準第10条～ 循環ボイラーには、ボイラーの水の蒸発を防止し、及び水位を調整するために、ボ イラー水を抜くことができる装置を設けなければならない。	なし	なし	ボイラーの水抜き装置 循環ボイラーのボイラー水を抜くことができる装置の設置	その他	一	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する 必要がない事項
火	11		(計測装置)～火力技術基準第11条～ ボイラー等には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けな ければならない。	なし	なし	計測装置 ボイラー等の運転状態を計測する装置の設置	34条第2項 機器機能 (系統機能)	補助ボイラー試運転検査(K 5、6号機)	構造健全性の確認であるが、系統 機能試験として実施 5、6号機の点検・評価計画書に従 い実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号				技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項	号							
火	12			(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び流化ガス設備を除く。)に属する容器及び部材の耐圧部分に使用する材料は、最高使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的強度を有するものでなければならぬ。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火	13	1		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第1項～蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	13	2		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第2項～2 蒸気タービンは、主要な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主要な軸受又は軸に発生しうる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	13	3		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～3 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	34条第3項 構造健全性(系統機能)	蒸気タービン性能検査	
火	13	4		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第4項～4 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合しない場合にあっては蒸気タービン)の危険速度は、調速装置により調整することができる回転速度のうち最小のものから最大の非常調速装置が作動したときに達する回転速度までの間にあてはならない。①ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないように分り対策を講じた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したものの危険速度	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火	13	5		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第5項～5 蒸気タービン及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第16条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に対する応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。	34条第3項 構造健全性(系統機能)	蒸気タービン性能検査	
火	14			(調速装置)～火力技術基準第14条～誘導発電機と結合する蒸気タービンには、その回転速度及び出力が負荷の変動に際にも持続的に動揺することを防止するため、蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、定格負荷(定格負荷を超えて蒸気タービンの運転を行なう場合にあっては、その最大の負荷)を遮断した場合に達する回転速度を非常調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置の設置	34条第3項 機器機能(系統機能)	蒸気タービン性能検査	
火	15	1		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～40万キロワット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万キロワット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知し警報する装置を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	15	2		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～2 蒸気タービンには、運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常調速装置その他の非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常調速装置その他の非常停止装置の設置	34条第3項 機器機能(系統機能)	蒸気タービン性能検査	
火	16			(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置の設置	34条第3項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	17			(計測装置)～火力技術基準第17条～蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置を設けなければならない	34条第3項 機器機能(系統機能)	蒸気タービン性能検査	
火	25	1		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～内燃機関①は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関は、非常調速装置が作動したときに達する回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない	34条第4項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	25	2		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第2項～2 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないもの①でなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関の軸受けは、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	25	3		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～3 内燃機関及びその附属設備(液化ガス設備を除く。第28条において同じ。)の耐圧部分①の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合において、耐圧部分に生ずる応力は当該部分に使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	26			(調速装置)～火力技術基準第26条～内燃機関と組合せる内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が内燃機関に持続的に動揺することを防止するため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置①を設けなければならない。この場合において、調速装置は、内燃機関を遮断した場合に達する回転速度を非常用調速装置が作動する回転速度未満にする能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	27			(非常停止装置)～火力技術基準第27条～内燃機関には、運転中に生じた過回転その他の異常による危害の発生を防止するため、その異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常停止装置①を設けなければならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機関に流入する燃料を自動的に遮断する非常調速装置その他の非常停止装置の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	28			(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置①を設けなければならない。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であつて過圧が生じるおそれのあるもののへの、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
火	29			(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置①を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実動作までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施		
原子炉冷却系設備	原子炉隔離時冷却系機能試験	原子炉水位異常低等の信号により、自動起動を確認とともに、定格流量到達までの時間を測定し、揚程を評価する。また、ポンプ停止中に注入弁動作信号を模擬し、弁が動作することを確認する。	・運転性能 ・弁動作	○	・安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) ・原子炉保護系インターロック機能検査(その4) ・監視機能健全性確認検査(その1)	○	○	※1	○
廃棄設備	気体廃棄物処理系機能試験	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・運転性能	○	プロセスモニタ機能検査	○ ^{※3}	○	※1	○
蒸気タービン	蒸気タービン性能試験(その1)	プラント運転状態において、主要機器のパラメータを連続4時間以上採取する。	・総合性能検査	○	なし	○ ^{※3}	○	※1	○
	蒸気タービン性能試験(その2)	タービン過速度トリップの動作確認、及びその他タービン保安装置の作動確認を行う。	・保安装置検査	○	蒸気タービン設備検査(その3) 蒸気タービン設備検査(その4)	○	-	※1	○

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: インターロックからの実動作はしないが、動作確認を実施する。

添付資料-4

プラント確認試験において採取するパラメータ

プラント確認試験において採取するパラメータ

測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
	(1)主要パラメータによる 総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関する パラメータ	漏えい検知に関する パラメータ
原子炉圧力	○		○	
原子炉水位	○		○	
主蒸気流量	○		○	
主蒸気圧力	○		○	
主蒸気温度	○			
炉心流量	○	○		○
給水流量	○	○	○	
原子炉給水温度	○			
炉心支持板間差圧	○			
原子炉熱出力	○			
最小限界出力比	○			
最大線出力密度	○			
起動領域モニタレベル	○			
平均出力領域モニタレベル	○			
原子炉圧力容器ドレンライン温度	○			
原子炉圧力容器フランジヘッド周囲温度			○	
原子炉水[よう素131]	○			
原子炉水[全放射能]	○			
原子炉冷却材再循環ポンプ 速度		○		○
原子炉冷却材再循環ポンプ 差圧		○		○
原子炉冷却材再循環ポンプ モータケーシング振動	○	○		○
原子炉冷却材再循環ポンプ回転数		○		○
原子炉冷却材再循環ポンプ 可変周波数電源装置出力電力		○		○
原子炉冷却材再循環ポンプ MGセット軸受け温度		○		○
原子炉冷却材浄化系ポンプ出口圧力	○	○	○	○
原子炉冷却材浄化系 入口温度	○	○		○
原子炉冷却材浄化系 出口温度	○	○		
原子炉冷却材浄化系 入口流量	○	○	○	
原子炉ドレン、原子炉冷却材浄化系 ろ過脱塩器入口導電率	○			
原子炉冷却材浄化系 ろ過脱塩器出口導電率	○			
燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度	○	○		
燃料プール冷却浄化系 ろ過脱塩器出口導電率	○			
スキマサージタンク水位	○		○	
残留熱除去系ポンプ 吐出圧力			○	
高压炉心注水系ポンプ 吐出圧力			○	
原子炉補機冷却水系系統流量		○	○	
原子炉補機冷却水系 常用系入口流量		○		
原子炉補機冷却水系 熱交換器出口冷却水温度		○		

プラント確認試験において採取するパラメータ

測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
	(1)主要パラメータによる 総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関する パラメータ	②起動前の点検・評価において異常が確認された設備に関するパラメータ
原子炉補機冷却水系 冷却水供給圧力	○	○	○	
原子炉補機冷却海水系ポンプ 吐出圧力		○	○	
主蒸気逃がし安全弁出口温度	○		○	
制御棒駆動機構周辺温度			○	
制御棒駆動機構リーグ水流量			○	
原子炉・制御棒ページ水ヘッダ間差圧	○			
制御棒駆動系系統流量	○	○	○	
制御棒駆動系充てん水ライン圧力	○	○	○	
サプレッションプール水位			○	
サプレッションプール水温度			○	
サプレッションチャンバ温度			○	
サプレッションチャンバ圧力	○		○	
漏えい検出系 霧囲気温度			○	
漏えい検出系 換気出入口温度差			○	
ドライウェル圧力			○	
ドライウェル上部冷却器 入口温度			○	
ドライウェル内漏えい検出			○	
ドライウェル内露点温度	○		○	
格納容器内酸素濃度	○		○	
ドライウェル冷却器 冷却水出入口温度差			○	
格納容器内放射線モニタ			○	○
ドライウェル冷却器凝縮水流量			○	
高圧タービン加減弁蒸気室圧力	○	○	○	○
高圧タービン第1段後蒸気室圧力	○	○	○	○
高圧タービン排気圧力		○	○	○
主タービン回転速度		○		○
主タービン 軸受軸振動	○	○		○
主タービンスラスト位置		○		○
主タービンスラスト軸受温度	○	○		○
主タービン軸受メタル温度	○	○		○
主タービン偏心		○		○
低圧タービン排気室温度	○	○		○
主タービン振動位相角		○		○
主タービン加減弁 開度	○	○		○
主タービンバイパス弁開度		○		○
高圧タービン排気圧力	○	○	○	○
主タービン車室伸び	○	○		○
高圧タービン伸び差	○	○		○

プラント確認試験において採取するパラメータ

測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
	(1)主要パラメータによる 総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関する パラメータ	漏えい検知に関する パラメータ
低圧タービン伸び差	○	○		○
主タービン軸受油冷却器入口油温度	○	○		
主タービン軸受油冷却器出口油温度	○	○		
湿分離加熱器 出口蒸気圧力	○	○	○	
給水加熱器 出口温度	○	○		
グランド蒸気蒸化器水位		○	○	
グランド蒸気蒸化器加熱蒸気圧力		○	○	
グランド蒸気蒸化器器内圧力		○	○	
グランドシール蒸気圧力	○	○	○	
主タービン高圧油圧ユニット制御油油面			○	
主タービン高圧制御油圧力		○	○	
主タービン主油タンク油面			○	
主タービン軸受油圧力	○	○	○	○
主タービン発電機軸受給油温度		○		
復水器 真空度	○	○	○	○
復水器 水位		○	○	○
復水器 ホットウェル出口導電率	○	○		○
復水流量		○	○	○
循環水 復水器水室入口圧力		○	○	
循環水 復水器水室出口圧力		○	○	
循環水 復水器入口温度	○	○		
循環水 復水器出口温度	○	○		
気体廃棄物処理系排ガス復水器 ドレン水位指示調節計		○	○	
気体廃棄物処理系排ガス復水器 出口圧力指示調整計		○	○	
気体廃棄物処理系除湿冷却器出口圧力		○	○	
気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口流量		○	○	
気体廃棄物処理系除湿冷却器 出口流量指示調整計		○	○	
気体廃棄物処理系排ガスフィルタ出口流量		○	○	
気体廃棄物処理系排ガス再結合器温度		○		○
気体廃棄物処理系活性炭式 希ガスホールドアップ塔入口温度		○		
気体廃棄物処理系排ガス復水器出口圧力		○	○	
気体廃棄物処理系除湿冷却器出口圧力		○	○	
気体廃棄物処理系排ガスフィルタ出口圧力		○	○	
気体廃棄物処理系排ガス予熱器入口流量		○	○	
気体廃棄物処理系除湿冷却器出口流量		○	○	
蒸気式空気抽出器駆動蒸気圧力		○	○	
蒸気式空気抽出器 出口排ガス圧力		○	○	
蒸気式空気抽出器 出口排ガス温度		○		

プラント確認試験において採取するパラメータ

測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
	(1)主要パラメータによる 総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関する パラメータ	漏えい検知に関する パラメータ
起動停止用蒸気式空気抽出器 駆動蒸気圧力		○	○	
タービン駆動原子炉給水ポンプ 吐出圧力		○	○	○
タービン駆動原子炉給水ポンプ 吸込流量		○	○	○
電動機駆動原子炉給水ポンプ 吐出圧力		○	○	○
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 油タンク油面			○	
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 制御油圧力		○	○	
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 軸受給油圧力		○	○	
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 軸受給油温度		○		○
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 加減弁開度		○		
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 軸振動		○		○
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 偏心		○		
原子炉給水ポンプ駆動用タービン 回転数		○		
電動機駆動原子炉給水ポンプ 吸込流量		○	○	○
発電機電力	○	○		○
発電機電力量	○	○		○
発電機電圧	○	○		○
発電機電流	○	○		○
発電機 無効電力	○	○		○
発電機 界磁電圧	○	○		○
発電機 界磁電流	○	○		○
発電機 界磁巻線温度	○	○		○
発電機 機内水素ガス圧力	○	○	○	○
発電機 機内水素ガス純度		○		○
発電機 機内水素ガス温度	○	○		○
発電機入口固定子冷却水導電率		○		○
発電機出口固定子冷却水導電率		○		○
固定子冷却水 イオン交換樹脂塔出口導電率		○		○
密封油圧力		○	○	○
主変圧器油温度		○		○
主発電機二次電流		○		○
低圧復水ポンプ 吐出圧力		○	○	
高圧復水ポンプ 吐出圧力		○	○	○
低圧復水ポンプ吸込ヘッダ温度	○			
低圧 ドレンポンプ 吐出圧力		○	○	
低圧 ドレンポンプ 吐出流量		○	○	
高圧 ドレンポンプ 吐出圧力		○	○	○
高圧 ドレンポンプ 吐出流量		○	○	○
高電導度廃液系サンプ流量	○	○	○	

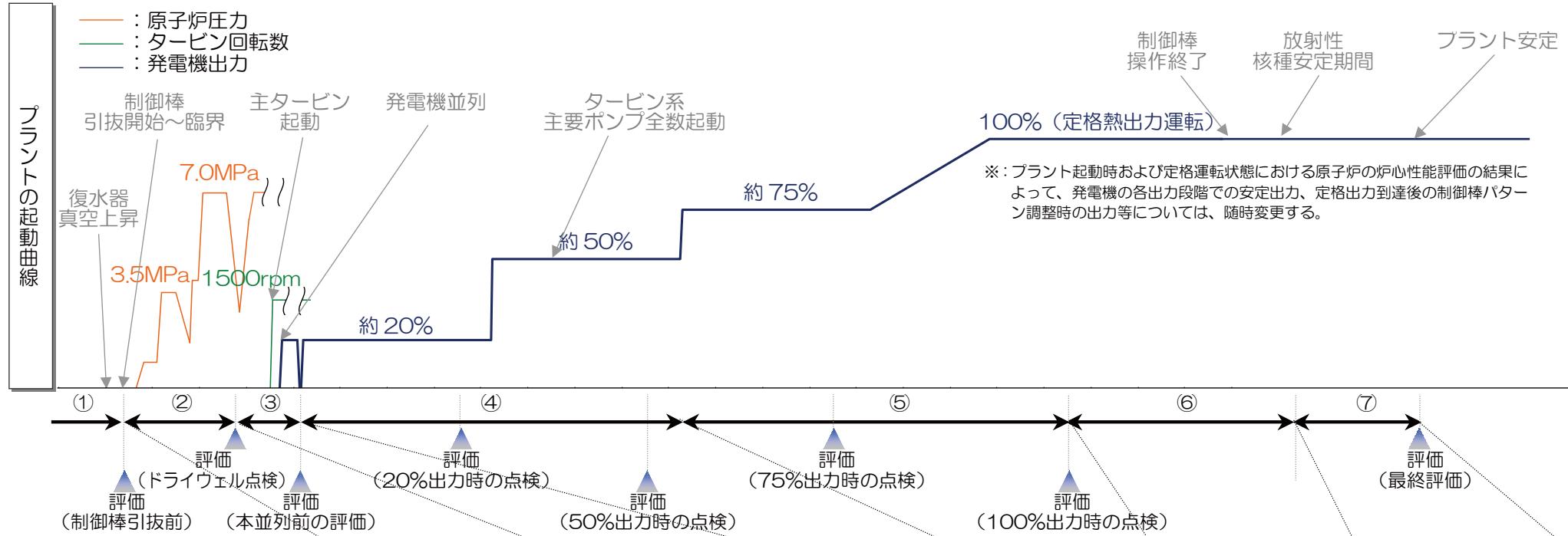
プラント確認試験において採取するパラメータ

測定項目	プラント確認試験において採取するパラメータの位置付け			
	(1)主要パラメータによる 総合確認	(2)地震影響を考慮した総合確認		
		①地震の影響を確認する観点から採取するパラメータ	主要ポンプ等に関する パラメータ	漏えい検知に関する パラメータ
低電導度廃液系サンプ流量	○	○	○	
主蒸気管放射線モニタ	○		○	
原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ	○		○	
燃料取替エリア排気放射線モニタ			○	○
気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタ	○		○	
排気筒放射線モニタ	○		○	
非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ	○		○	
グランド蒸気復水器及び復水器真空ポンプ 排ガス放射線モニタ	○		○	
排ガス放射線モニタ（除湿冷却器出口）			○	
排ガス放射線モニタ（ホールドアップ塔出口）			○	
原子炉補機冷却水系放射線モニタ			○	
ドライウェルドレン放射線モニタ（低電導度廃液系）	○		○	
ドライウェルドレン放射線モニタ（高電導度廃液系）	○		○	
排ガス線形放射線モニタ			○	
漏えい検出系放射線モニタ(ダスト)			○	
ドライウェル、高電導度廃液系 ドレンサンブル水位		○	○	
ドライウェル、低電導度廃液系 ドレンサンブル水位		○	○	
排水放射線モニタ 液体廃棄物処理系	○		○	
モニタリングポスト	○		○	
気象条件【風向等】	○			
各エリアモニタ			○	
タービン補機冷却水系 ポンプ吐出ヘッダ圧力		○	○	
タービン補機冷却水系 冷却水温度		○		
タービン補機冷却海水水系 ポンプ吐出ヘッダ圧力		○	○	
湿分分離器ドレンタンク ドレン水位		○	○	
給水加熱器ドレンタンク ドレン水位		○	○	
高圧ドレンタンク ドレン水位		○	○	
低圧ドレンタンク ドレン水位		○	○	
蒸化器ドレンタンク ドレン水位		○	○	
排ガス除湿冷却器出口水素濃度			○	○

添付資料-5

プラント全体の機能試験工程

プラント全体の機能試験工程



	①真空上昇時の点検	②原子炉昇圧時の点検	③タービン、発電機の起動時の点検・試験	④20、50%出力時の点検・試験	⑤75、100%出力時の点検・試験	⑥定格出力時の点検・試験	⑦最終の健全性評価
主な点検項目	◆復水器点検 ・漏えい確認 ◆復水系ろ過脱塩装置点検 ・機能確認	◆原子炉隔離時冷却系設備点検 ・作動、漏えい確認 ◆給水ポンプ等起動時の点検 ・作動、漏えい確認 ◆給水系配管点検 ・漏えい確認 ◆支持構造物点検 ・目視点検	◆タービン点検 ・作動、漏えい確認 ◆発電機並列時点検 ・機能、漏えい確認 ◆発電機並列時の変圧器類点検 ・機能確認、変圧器潮流試験	◆蒸気系配管点検 ・目視点検、漏えい確認 ◆支持構造物点検 ・目視点検	◆定格出力時の発電機点検 ・機能、漏えい確認 ◆定格出力時の変圧器点検 ・機能確認	—	—
	—	—	◆蒸気タービン性能試験 (その2)	—	—	◆ガス体廃棄物処理系機能試験 ◆原子炉隔離時冷却系機能試験 ◆蒸気タービン性能試験(その1)	—
	◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取 ◆異常が確認された設備の確認 ・復水器の状態監視開始	◆炉圧約3.5MPa、約7.0MPa時のドライウェル内点検 ◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取 ◆異常が確認された設備の確認 ・タービンの状態監視開始 ・変圧器の状態監視開始 ・発電機の状態監視開始	◆一定時間毎の主要設備のパラメータ採取 ◆異常が確認された設備の確認 ・タービンの状態監視開始 ・変圧器の状態監視開始 ・発電機の状態監視開始	◆20、50%出力の主要パラメータ採取	◆75、100%出力時の状態監視 ◆75、100%出力の主要パラメータ採取	◆定格出力時の状態監視 ◆定格出力における主要パラメータ採取	◆プラント安定後の状態監視 ◆プラント安定後的主要パラメータ採取
	—	◆配管の熱変位量確認	—	◆配管振動確認	◆配管振動確認	—	—
評価内容	制御棒引抜前の機器健全性確認が完了	ドライウェル内機器の健全性確認および耐震強化工事範囲の配管系の健全性確認(振動測定除く)が完了	破損等が確認されたタービン、発電機の健全性確認が完了	タービン系の配管点検およびタービン系の主要ポンプの起動が完了し、全ての機器および配管系の設備点検が概ね完了	100%出力到達時までに実施する健全性確認が完了	非常用炉心冷却系を含む、全ての系統健全性確認試験が完了	全ての健全性確認が完了し、プラント全体の機能試験の結果をワーキング等に報告

※1 : 赤字は地震後の健全性確認のため特別に実施する点検項目